1

グラフィックデザイナーのための本

著作権Q&A

Q&A on Copyright

JAGDA創作保全委員会 編

JAGDA

『著作権Q&A』新装版発行にあたって

ＪＡＧＤＡ創作保全委員会では、２０１５年より「著作権セミナー」を定期的に開催し、その記録とともに関連した内容をまとめた「グラフィックデザイナーのための本」シリーズを２０１６年より発行しています。

本書は、当委員会が２００２年に企画・編集した『グラフィックデザイナーの著作権Ｑ＆Ａ』に、その後の法律や制度の改正をふまえた修正を加え、新装版として「グラフィックデザイナーのための本」シリーズ第一巻としたものです。

本書では、主に著作権について記しています。著作権法でいう著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であるため、もとより、グラフィックデザイナーの職務に関わる全ての法的な問題を網羅するものではありません。

また、現行の著作権法は、明治32年に公布された旧著作権法を昭和45年に全面改正して制定されましたが、その後も毎年のように改正されてきました。そのため、本書に記した内容も、時代とともに変わりゆく著作権について、現時点でグラフィックデザイナーが基本的に身につけておきたい最低限の知識をまとめたものに過ぎません。本書を手にする方々には、これらの記述を参考に、さらなる新しく、創造的な知識を積み重ねていただくことを願います。

なお、商標権など、著作権法以外の法律による保護や権利、デジタル化に伴う新たな問題などについては、今後、発行する本シリーズの中で順次扱う予定です。

２０１７年３月
公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会（ＪＡＧＤＡ）
創作保全委員長　味岡伸太郎

本書の構成と使い方　8
知的財産権の法律　9
著作権の内容　10

基本編

著作権とはどのような権利ですか？　12
著作権を得るためにはどのような手続きが必要ですか？　14
素人が作った作品にも著作権が生じますか？　15
著作権は譲渡や相続などによって著作者から移転することができますか？　16
「著作者」と「著作権者」はどう違うのですか？　17
著作権の保護期間は何年ですか？　18
著作権を守るには、©マークを付けなければならないのですか？　19
著作権法で保護される作品のジャンルには、どのようなものがありますか？　20
外国人が制作した著作物は日本で保護されていますか？　22
自分の作品が他人の作品とソックリだった場合には、必ず著作権侵害になりますか？　23

作品が《似ている》《似ていない》という判断基準は何ですか？　24
アイデアや企画は、著作権法で保護されますか？　25
コピーやキャッチフレーズに著作権はありますか？　26
レイアウトのデザインに著作権はありますか？　27
キャラクターも著作権法で保護されますか？　28
個人のWebページに他人の著作物を勝手に取り込むことはできますか？　29
広告のように、多数のクリエイターが共同して作った制作物の著作権は、誰にありますか？　30
権利者の許諾を得なくても著作物を自由に使えるのは、どんな場合ですか？　32
他人の著作物を「引用」する場合は、どうすればよいのですか？　34
画廊で買ったイラストの原画を、作者に無断でポストカードにして販売することはできますか？　36
自分で集めたポスターコレクションで展覧会を開催することはできますか？　37
ピクトグラムは自由に使うことができますか？　38
他人が作った地図を勝手に複製して使うことはできますか？　40
パロディ作品を作る場合、どうすればよいのですか？　41
既成書体を使ってロゴを制作することは許されますか？　42
一般の人が写っている写真を広告やポスターなどに使うことは、肖像権侵害になりますか？　44

クライアントと契約を交わすときのポイントは何ですか？　46
他人の著作物を利用する場合は、どうすればよいのですか？　48
自分のデザインが無断で利用されたと思われる場合、どうすればよいのですか？　50
著作権と意匠権との違いは何ですか？　52
意匠や商標の登録手続きの方法や料金、保護期間はどうなっていますか？　54

事例編

クライアントに正規納品後のデザインを転用されたり、デジタルデータを流用された場合は？　58
コンペで不採用だったアイデアやプレゼン、企画案などが盗用されないようにするには？　59
自分のデザインしたマークが、既に商標登録されているマークと偶然似ている場合は？　60
制作会社から初版時のデジタルデータの引き渡しを要求されたのですが？　62
量産品のおもちゃ製品をモチーフにキャラクターをデザインしたのですが、問題はありませんか？　63
会社の業務として制作したデザインの著作権を、社員の私が主張することはできますか？　64
類似したデザインの場合、著作権と意匠権のどちらが優先しますか？　66

資料編

相談窓口・関連団体一覧　68
「ベルヌ条約」「万国著作権条約」加盟国一覧　70
「不正競争防止法」の概要　72
知的財産権関連法（抜粋）　76
著作権法抜粋　76
意匠法抜粋　94
商標法抜粋　98
不正競争防止法抜粋　102

本書の構成と使い方

本書は、「基本編」「事例編」「資料編」の3部構成で、各編の内容は以下のとおりとなっています。各ページには、その内容に関連するページが示してありますので、該当ページを参照していただければ、どのページからでもご覧いただけます。また、本文に関係する法律の条文を「資料編」に収録していますので、下の凡例を参考に検索することができます。

「基本編」：著作権や産業財産権の基本的な知識のうち、特にグラフィックデザインに関連する内容を中心に、Q&A形式で解説しています。

「事例編」：「基本編」の内容を踏まえ、グラフィックデザインの現場で起こる一般的な著作権関連のトラブル事例について、Q&A形式で解説しています。

「資料編」：著作権や産業財産権に関する無料相談窓口や関連法を収録しています。

凡例

［意§1－2（3）］

- 法律名
- 条
- 項
- 号

・意＝意匠法
・商＝商標法
・不＝不正競争防止法
・表記無し＝著作権法

知的財産権の法律

「知的財産権」には、左記のような法律が含まれます。本書では、これらの法律のうち、特にグラフィックデザインに関係の深い部分の法律について、著作権法を中心に解説しています。

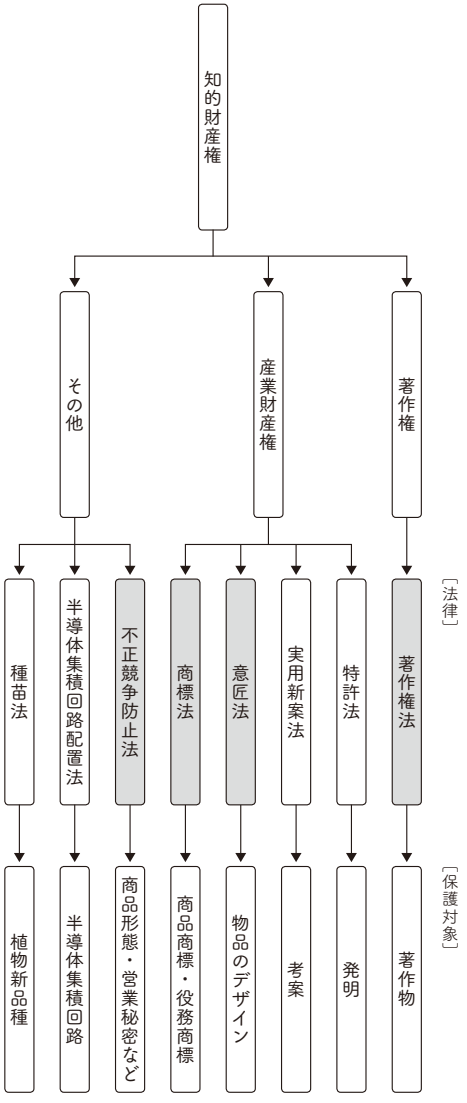

基本編

著作権の内容

著作権には、左記のような権利が含まれます。
本書では、これらの権利のうち、特にグラフィックデザインに関係の深い
　部分の権利について解説しています。

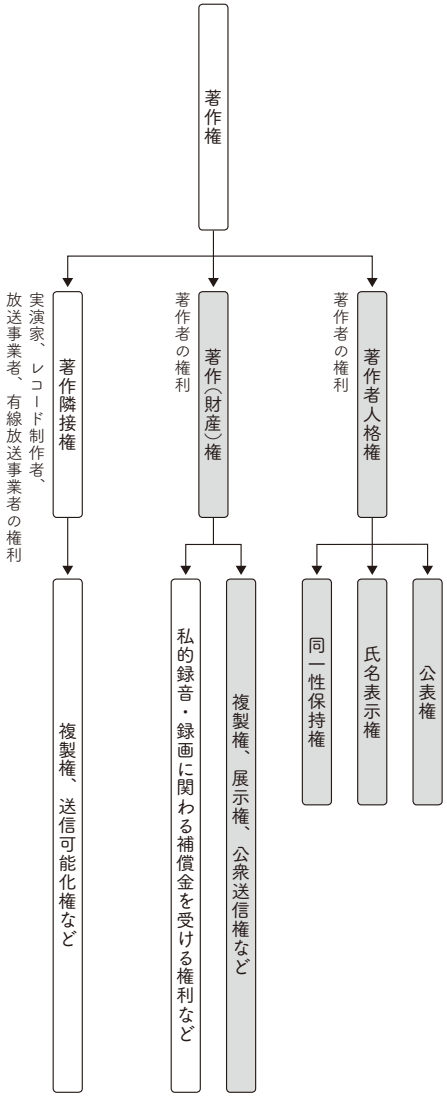

Q 著作権とはどのような権利ですか？

A 著作権には、大きく分けて「財産権」と「人格権」の二つの権利があります。

「著作財産権」(単に「著作権」ともいいます)は、著作者自身があらゆるメディアにおいて、自分の著作物を複製したり、展示や送信などをすることができる権利です[§21～§27]。言い方を変えると、自分の著作物を他人に勝手に複製などされない権利、または自分の著作物を複製などすることを他人に許諾することができる権利です[§63]。

「著作者人格権」は、著作者が自分の著作物を他人が無断で改変することを禁止したり、著作者の氏名を自由に表示したりすることができる権利です[§18～§20]。

著作者[§2-1(2)]は著作物を作ったときに、この「財産権」と「人格権」の二つの権利を自動的に得ます[§17-1]。

著作権の内容[§18～§27]

1 著作(財産)権の内容
(本書では、以下これを「権利範囲」といいます)

(1) 複製権[§21]：著作物を、印刷、複写、録音、録画、ダウンロードなどの方法によって複製する権利
(2) 上演権・演奏権[§22]：著作物を公に上演したり演奏する権利
(3) 上映権[§22の2]：著作物を公に上映する権利
(4) 公衆送信権等[§23]：著作物を放送したり、インターネットで送信したり、サーバーにアップロードする権利
(5) 口述権[§24]：言語の著作物を公に口述・朗読する権利
(6) 展示権[§25]：美術や写真の著作物(原作品に限る)を公に展示する権利
(7) 頒布権[§26]：映画の著作物の複製物(劇場上映用フィルムなど)を配給・譲渡・貸与する権利
(8) 譲渡権[§26の2]：著作物(映画を除く)を譲渡して公衆に提供する権利
(9) 貸与権[§26の3]：著作物(映画を除く)の複製物を貸与して公衆に提供する権利
(10) 翻訳権・翻案権等[§27]：著作物を翻訳したり翻案(編曲・変形・脚色・映画化など)する権利

2 著作者人格権の内容

(1) 公表権[§18]：自分の著作物を公表するかしないかを決めることができる権利
(2) 氏名表示権[§19]：自分の著作物に著作者名を表示するかしないかを決めることができる権利
(3) 同一性保持権[§20]：自分の著作物を自分の意に反して勝手に改変されない権利

Q 著作権を得るためにはどのような手続きが必要ですか？

A 手続きは一切必要ありません。著作権は自動的に発生します。

著作権（財産権と人格権）は、著作物を作ったときに、自動的に発生します（作りかけのものにも発生する場合があります）。登録や届け出などの手続きは一切必要ありません［§17－2］。

著作権の登録制度もありますが、権利の発生とは関係ありません。登録制度は、既に発生している権利が移転した場合に誰が最終の権利者なのかの優劣をつけたり［§77］、無名や変名で公表された著作物の著作者の本名を証明するため［§75］のものにすぎず、登録をすることによってはじめて法律上の保護が与えられるものではありません。こうした場合の著作権の登録手続きは文化庁で行います［§78］。

なお、著作物として保護されるためには登録が絶対に必要だと嘘をついて、高額の手数料を取って登録手続きを代行し、大げさな「登録済み証明書」などを発行することをビジネスにしている悪徳業者がありますので、十分お気を付けください。

Q 素人が作った作品にも著作権が生じますか？

A プロか素人か、有名か無名かを問わず、誰が作ったものでも、「創作的」であるかぎり著作権が生じます。

著作権は、プロ・素人、有名・無名、上手・下手に関係なく権利が発生します。子供が描いた絵でも「創作的」なものであれば著作物となります。

著作権法は「思想・感情を創作的に表現」したものを「著作物」として保護しています［§2－1（1）］。「思想・感情」というのは「人が思ったり感じたりしたことの成果」で、動物の感情や客観的なデータは含まれません。「創作的に」というのは、作品に知的活動のクリエイティブな成果が表現されていなければならないという趣旨です。しかし、特別に新規であることや、芸術的な質が高いということではなく、「他人の作品の模倣」ではない独自性があればよいということです。

著作物を作った人（法人を含む）を「著作者」といいます［§2－1（2）］（17ページ参照）。子供が「創作的」に絵を描けば、その子供はその絵の著作者であり、著作者として「財産権」と「人格権」（12ページ参照）を持つことになります。

Q 著作権は譲渡や相続などによって著作者から移転することができますか？

A できます。ただし、著作者人格権は譲渡や相続ができません。

著作権は、他人に譲渡したり相続することができます[§61−1]。

ただし、著作権のうち、移転できるのは複製権などの「財産権」のみです。著作権が移転した後も、「人格権」は著作者に残っていますので[§59]、著作者に黙って改変すると人格権(同一性保持権)の侵害になることがあります。著作者が亡くなれば人格権は消滅しますが、著作者の遺族は人格権侵害的な行為について差止や名誉回復の請求をすることが可能です[§116]。

また、財産権を譲渡する場合も、複製権はAさんに、公衆送信権はBさんに、といったように、財産権の「権利範囲」(12ページ参照)の中の各権利(「支分権」といいます)ごとに譲渡することもできます。

なお、著作権を譲渡する場合は、「著作権譲渡契約」を作成しておくことが紛争の回避のためにぜひ必要です。その中で、変形や二次的利用などの権利(変形・翻案権)も譲渡すると明文で記載しないかぎり、これらの権利は移転しないものと推定されていますので[§61−2]、譲渡する側も譲り受ける側も注意が必要です。クライアントがデザイン料を支払ったり、イラストや写真を買い取ったからといって、必ずしもデザイナーなど(著作者)の著作権が譲渡されたことにはなりません。

Q 「著作者」と「著作権者」はどう違うのですか？

A 「著作者」は著作物を創作した人で、「著作権者」は財産権を持っている人です。

著作物を創作すると自動的に著作権(財産権と人格権)が著作者に発生しますから(14ページ参照)、著作物を創作した人は「著作者」であり、また「著作権者」でもあります。しかし、財産権を他人に移転した場合、著作者ではあっても著作権者ではなくなります。他方、著作物を創作した人(著作者)でなくても、売買・贈与や相続によって著作者から権利の移転を受けた人は著作権者になります。

ただし、権利の移転を受けて著作権者となった場合でも人格権は移転していませんから[§59]、著作権者でも、作品の改変などは人格権の侵害となり、許されません。

Q 著作権の保護期間は何年ですか？

A 自然人の場合は、原則として著作者の死後50年です。

著作権の保護期間は、国によって異なることがありますが(注1)、わが国では、自然人(生きた人間)の場合は、原則として著作者の死後50年間です[§51－2](亡くなった翌年から計算します[§57])。著作者の生前はもとより、死後の保護期間が経過するまでは、無断で「権利範囲」(12ページ参照)の利用行為をすることはできませんが、保護期間を経過した著作物は「パブリック・ドメイン」(公有物)となり、誰でも自由に利用することができます。なお、保護期間には下記のとおりいくつかの例外があります[§52～§54]。

また、著作者人格権は、著作者の死によって消滅しますが、著作者の遺族は著作者が生きていれば人格権の侵害となったはずの行為を差止める権利があります[§116]、著作者が死亡したからといって、作品を勝手に改変することは許されません[§60]。

保護期間の例外

(1) 無名・変名の著作物[§52]：公表後50年(実名登録があった場合などは死後50年)
(2) 団体名義の著作物[§53]：公表後50年
(3) 映画の著作物[§54]：公表後70年

※注1：各国の著作権の保護期間
死後100年　メキシコ
死後80年　コロンビア
死後70年　アメリカ、イギリス、イタリア、ドイツ、フランス、ブラジル、ロシア、韓国
死後60年　インド
死後30年　イラン

Q 著作権を守るには、©マークを付けなければならないのですか？

A ©マークを付けなくても、著作権は保護されます。

©マークの有無で、著作権の保護の内容や範囲が変わることはありません。わが国では、著作権の取得や保護、権利主張をするためには何の手続きも要しないという「無方式主義」が採用されています[§17－2]。ですから著作権を守るために©表示をする必要はありません。©マークは、著作権があることを示す注意喚起のための慣行的な記号と考えればよいでしょう(Cは「Copyright」の頭文字です)。

無方式主義の著作権保護に関しては、「ベルヌ条約」という国際条約があります。日本やヨーロッパ各国など、多くの国は以前からこの条約に加盟しており、マークの表示や登録手続きなしで著作権を取得できます。

これに対し、アメリカは1989年までベルヌ条約に加盟せずに、登録や©マークなどの表示によって著作権を保護する「方式主義」を採用していました。しかし、ベルヌ条約に加盟してからは、アメリカでも©マークの法律上の効力は著しく限定され、現在では©マークのあるなしにかかわらず、全ての著作物について無方式の著作権保護が与えられています。

ちなみに®マーク(Registered Trademark)は、「登録された商標」を、TMマーク(Trademark)は「登録されていない商標」を示し、ともに第三者の使用を防止するために慣用的に使われるものです。

Q 著作権法で保護される作品のジャンルには、どのようなものがありますか？

A 文芸、絵画、音楽ばかりでなく、コンピュータプログラム、ゲームソフト、キャラクターなどの新たなジャンルも保護の対象となります。

著作権法は、左ページの(1)〜(9)のような著作物を保護対象として挙げていますが[§10−1]、これはあくまでも例示です。(1)〜(9)以外の新しいジャンルの創作物が出現した場合でも、著作物としての要件(15ページ参照)が満たされるかぎり保護されます。

グラフィックデザインは著作権の保護対象として著作権法に例示されてはいませんが、ほとんどのグラフィックデザインの作品は、「美術の著作物」として保護されると考えてよいでしょう。一方、グラフィック以外のデザインの多くは、意匠法によって保護されている関係から、全てのデザインジャンル(インダストリアルデザインや衣装デザインなど)が著作権法で保護されるとはいえませんが(52ページ参照)、少なくともアイデアスケッチやデザイン画として表現されたものであれば、「美術の著作物」に含まれると考えられます。

なお、憲法や法令、国や地方公共団体の告示、裁判所の判決、また、それらの翻訳物・編集物で国や地方公共団体が作成したものなどは、著作物として保護されません[§13]。

著作権法で保護されている著作物の種類[§10−1]

(1) 言語の著作物：小説、脚本、論文、講演など(事実の伝達にすぎない雑報や時事報道は除く)
(2) 音楽の著作物
(3) 舞踊(振付)または無言劇(パントマイム)の著作物
(4) 美術の著作物：絵画、版画、彫刻、美術工芸品、グラフィックデザイン作品、キャラクターなど
(5) 建築の著作物
(6) 地図・図形の著作物：図形は、学術的な性質を持った図面、図表、模型など
(7) 映画の著作物
(8) 写真の著作物
(9) プログラムの著作物

なお、(1)〜(9)のジャンルとは別に、次の形態の著作物も保護されます。

(10) 二次的著作物[§11]：著作物の翻訳、編曲、変形、脚色、映画化などによって創作したもの
(11) 編集著作物[§12]：素材の選択や配列が創作的な編集物
(12) データベースの著作物[§12の2]：情報の選択や体系的な構成によって創作性があるもの

Q 外国人が制作した著作物は日本で保護されていますか？

A 国際条約加盟国の国民の著作物は、日本の著作権法により保護されます。また、著作者の国籍にかかわらず、日本で最初に発行された著作物は、国際条約への加盟の是非を問わず保護されます。

日本で保護される（しなければならない）著作物は、日本国民のものだけではありません。著作者の国籍にかかわらず、日本で最初に発行された著作物なども国際条約によって保護の義務を負っています[§6（3）]。著作権に関する国際条約には、「ベルヌ条約」と「万国著作権条約」の二つがあります。日本は両方の条約に加盟していますから、どちらか一方の条約によって保護されている著作物（下記参照）を日本で利用する場合は、日本の著作権法によって保護されます。逆に、日本人の著作物も、条約に加盟している国での利用については、その国の著作権法で保護されます。

条約によって保護されている著作物

（1）「ベルヌ条約」に加盟している国の国民の著作物
（2）「ベルヌ条約」に加盟している国で最初に発行された著作物
（3）「万国著作権条約」に加盟している国の国民の著作物
（4）「万国著作権条約」に加盟している国で最初に発行された著作物

※WTO（世界貿易機関）の加盟国は、「TRIPS協定」によって「ベルヌ条約」の規定する保護内容を遵守することになっています。
※「ベルヌ条約」、「万国著作権条約」および「TRIPS協定」の加盟国は、70ページ参照。

Q 自分の作品が他人の作品とソックリだった場合には、必ず著作権侵害になりますか？

A 偶然ソックリだった場合は、権利侵害にはなりません。

他人が作った著作物と偶然同じような作品ができてしまった場合には、後から作ったものであっても著作権侵害にはなりません（著作権は「相対的な権利」であるといわれます）。

しかし、他人の作品を見て（アクセスして）、アイデアや作風を超えて具体的な表現まで自分の作品の中に取り込めば、著作権侵害になります。このように、著作権侵害になるかどうかは、第一に他人の著作物への「アクセス」の有無によって、第二に両作品が同一または類似しているか否かによって決まります。アクセスがまったくなければ、両作品が類似していても権利侵害にはなりません。

ちなみに、意匠権や商標権などの産業財産権の場合は、先に登録されているデザインやマークと同じまたは似ているものは、たとえ偶然の一致でも、使うことは許されず、これらは「絶対的な権利」であるといわれます（54、60ページ参照）。

Q 作品が《似ている》、《似ていない》という判断基準は何ですか？

A 一般的な基準はなく、さまざまなジャンルの著作物ごとに、それぞれの領域の専門家（著作者）が個々に判断することになります。

例えば、裁判の手続きで二つのグラフィックデザインの作品が《似ている》、《似ていない》という見解が分かれたような場合には、法律家ではなく、経験豊かなグラフィックデザイナーが、中立的な立場で職業的な熟練や知識を生かして判断することになります。

しかし、一概に《似ている》といっても、アイデアや作風が似ているにとどまり、具体的な表現には類似性がない場合があります。また、《似ている》かどうかの判断は、単純なコピー的な作品と翻案的な作品とでは基準が異なります。さらに編集物に関する判例では、会社案内パンフレットなどの各ページの個々の写真やイラストは《似ていない》場合でもパンフレット全体の構成が《似ている》から権利侵害になるとされた例もあります。その意味では、《似ている》、《似ていない》の判断は法的な判断でもあります。

《似ている》、《似ていない》は個別的に判断せざるを得ないものですが、結局は「どの程度まで似ていてもよいか」というデザイン業界の常識や職業的なモラルが判断の基準になるでしょう。

Q アイデアや企画は、著作権法で保護されますか？

A 保護されません。著作権法は表現されたものだけを保護します。

著作権法は「表現されたもの」を保護しますが[§2-1(1)]、その背後のアイデア、企画、構想、システム、理論、原案などは保護しません。

よく「アイデアを真似された」という話を聞きますが、アイデアが同じでも具体的な表現が違っていれば、著作権法上は問題ありません。「作風」についても同様で、作風が似ていても、実際に表現されたものが似ていなければ、モラル面は別にして、少なくとも著作権侵害にはなりません。

しかし、「アイデア」と「表現」の境界は微妙です。グラフィックデザインなどの視覚的・平面的な作品では、アイデアと表現の区別は比較的簡単ですが、ドラマ、編集物、コンピュータプログラムなどでは、その区別が難しく、わが国でも「アイデアか表現か」をめぐる法的紛争が多発しています。

一般論としては、一定の構想や企画の下で多数の作者が個別に創作を試みても、結果として同一の表現しか得られなかったような場合には「アイデアと表現の融合」として、その表現には著作物としての保護は及ばないとされています。例えば給与計算を行うための簡単なコンピュータプログラムなどがその例で、同一のプログラム言語を使えば、誰がプログラミングをしても、結果はほとんど変わらないでしょう。そのようなプログラムには著作権の保護は及ばないことになります。

Q コピーやキャッチフレーズに著作権はありますか？

A 一般的には、「ない」といわれています。

コピーやキャッチフレーズといった表現のジャンルだけで著作権の有無が決まるわけではありませんが、一般には、コピー、キャッチフレーズ、題名などのきわめて短い言語表現には、著作権の保護はないといわれています。

その理由としては、「やっぱり××だ！」、「長年の悩みが○○で解消…」などの短い表現では「思想・感情」を「創作的に表現」しきれないこと、これを独占させると自由な言語表現の幅が狭くなってしまうこと、短いものには「ありきたりの表現」が多いことなどが挙げられます。開高健氏の作品、「トリスを飲んでハワイへ行こう」というユニークなコピーも保護されない一例とされています。その反面、比較的長いコピーで創作性の高いものは、「言語の著作物」として保護される場合が多いでしょう。また、俳句や川柳などは、著作物であると認められています。

なお、短いコピーやキャッチフレーズでも、文字商標として商標登録されることで保護される可能性はあります。また、上記のトリスのコピーのように反復して使用されるうちに一般によく知られるようになったコピーやキャッチフレーズ、ネーミングを他社が勝手に使うと、不正競争防止法（72ページ参照）上の差止めや損害賠償の請求を受けるおそれがあります。

Q レイアウトのデザインに著作権はありますか？

A 今のところ、「ない」といわれています。

今のところ、レイアウト自体が著作物として保護されるという判例や学説はありません。しかし、前述（24ページ参照）の会社案内パンフレットを「編集著作物」として保護するという判決は、見方によっては「素材の選択・配列」を超えたレイアウト自体を保護したものといえなくもありません。

また、画集や漫画本など視覚的な要素の強い編集著作物のレイアウトには、アイデアを超えた「表現」の要素があることも指摘されています。引用対象の漫画のコマ割りを引用者が勝手に変更したことが漫画作者の同一性保持権（著作者人格権）の侵害となるとする判例も、結果としてコマ割りというレイアウトの表現を保護していることになります。その反面、言語的な要素の強い現代用語辞典類のレイアウトについては、著作権の保護が及ばないことを明示する判例もあります。

グラフィックデザインの領域の一つであるレイアウトデザインに著作権があるという立場を徹底すれば、編集の素材とは無関係の汎用的なレイアウト自体の保護を求めることになりますが、その典型例である未記入の「業務ダイアリー」や「証券用紙」については、「思想・感情の表現」が見られないことを理由に著作物性が否定されています。結局、レイアウトのデザインは、視覚的な作品の著作物性を判断する一つの要素として保護される余地があるというのが現状です。

Q キャラクターも著作権法で保護されますか？

A 著作権法だけでなく、さまざまな法律で保護されます。

キャラクターとは、本来は、漫画やアニメーションなどに視覚的に表現された登場人物や動物を指します。また「キャラクター権」とは、これらの登場人物などの容貌、姿態、性格などを商品に利用させる権利をいいます。キャラクターの視覚的な面は「美術の著作物」として著作権法で保護され、これを平面・立体の商標として登録することができます。また著名なキャラクターの視覚表現や名前を無許諾で営業的に利用すれば、不正競争防止法上の「不正競争」行為としての規制を受けます（72ページ参照）。

従来は、キャラクターといえば「ミッキーマウス」、「ポパイ」、「サザエさん」のように、先行する連載漫画やアニメ映画などがある例がほとんどで、この場合には、無断利用は、「キャラクター権」を持ち出すまでもなく、先行著作物の一部を勝手に切り取る行為として、漫画やアニメ映画の著作権侵害にあたるものとすることができました。

しかし、現在では、「ハローキティ」（サンリオ）や「どーもくん」（ＮＨＫ衛星放送のキャラクター）、「くまモン」（熊本県のマスコットキャラクター）などのように、先行著作物のないキャラクターも数多く発表されています。このタイプのキャラクターについては著作権法の保護が及ばない場合もありますので、模倣されないうちに商標や意匠として登録しておくことをお勧めします。

Q 個人のWebページに他人の著作物を勝手に取り込むことはできますか？

A 著作権者の複製権および公衆送信権を侵害するので、許諾が必要です。

インターネットの場合、個人のＷｅｂページでも、他人の著作物を勝手に複製して取り込むことは、複製権の侵害になります。そして、他人の著作物を勝手に複製したＷｅｂページをインターネット上で公開すると、さらに著作物を公衆に送信する権利（公衆送信権）の侵害になります。

「公衆送信権」には、著作物をプロバイダーなどのサーバーにアップロードする権利（送信可能化権）も含まれますので［§23］、実際に送信が行われていなくても、他人の著作物を勝手に複製したＷｅｂページをサーバーにアップロードしただけで、公衆送信権の侵害になります。

なお、著作権法の「公衆」には、不特定多数だけでなく「特定多数」も含まれます［§2－5］。ですから、社内のイントラネットによって「特定多数」の社員を対象に著作物を送信する場合も「公衆」への送信となり、その著作物の公衆送信権を侵害することになります。

Q 広告のように、多数のクリエイターが共同して作った制作物の著作権は、誰にありますか？

A 契約があればそれに従い、ない場合は共同して作った人全員にあります。

複数の人が共同で制作する制作物の著作権を誰に、どの範囲で帰属させるかは、A「クライアントとの契約」およびB「複数の制作者の間の契約」の組み合わせによって自由に決めることができます。なお、Bについては、複数の人が同じ会社の従業員である場合、会社の企画に基づいて会社の業務として制作され、会社名で公表される制作物の著作権は、「原則として」最初からその会社に帰属します（会社が「著作者」となります［§15］）ので、契約は不要です（64ページ参照）。

二人以上が共同して作品を制作し、各人の寄与分を分離して利用できないときは、著作権法上の「共同著作物」［§2－1（12）］となり、制作者全員が著作者として著作権を共有します。ただし、共同著作物の著作者の範囲は、作品の形成に創作的に寄与した人に限られ、指示を忠実に実行しただけの補助者などは、著作者ではありません。また、原案やアイデアを出しただけの人も、除外されます。

クライアント（発注者）の立場は微妙です。クライアントの指示が「アイデア」を伝えるだけの場合には、そのクライアントは著作者にはなりませんが、指示の内容が具体的な表現に及んでいる場合には、クライアントも著作者の一人となる余地があります。クライアントの微妙な地位を明らかにするためにも、Aのタイプの契約が必要です（46ページ参照）。

共同著作物となるのは、それぞれが作った部分を分離して利用できない場合に限られます［§2－1（12）］。例えば一つの歌曲でも、歌詞と曲は分けることができますし、一冊の本でも、章ごとに違う人が書いた場合は、明確に分けることができるため、共同著作物ではありません。また、共同著作物の著作権および著作者人格権は、全員の合意によらなければ行使できません［§64、§65］。

このように、複数の制作者が広告デザインを制作するような場合には、紛争回避のため、スタート前に右記AB両面の契約を交わしておくことが不可欠です。

Q 権利者の許諾を得なくても著作物を自由に使えるのは、どんな場合ですか？

A 引用する場合や、個人で私的に使用したり教育目的に利用する場合などです。

他人の著作物は、著作権者の許諾を得なくても一定の範囲内で利用できる場合（つまり、権利者の側から見ると、権利が制限される場合）があります。それは、著作権法が限定的に列挙している次のような場合です［§30～§47の10］。

著作物を許諾を得ずに利用できる場合

（1）私的使用のための複製［§30］：個人的な、あるいは家庭内での使用が目的であれば、許諾を得ずに著作物を複製すること（CDをテープにダビングしたり、テレビを録画したり、本をコピーしたりすること）ができます。ただし、個人のWebページに他人の音楽や絵や文章を載せることは、私的複製の範囲を超え、「複製」および「公衆送信」について権利者の許諾が必要です（29ページ参照）。

（2）引用［§32］：一度公表された著作物は、一定の条件を満たせば、一部分を引用することができます（34ページ参照）。

（3）営利を目的としない公の上演など［§38］：「利益を目的にしない」、「聴衆から入場料などを取らない」、「出演者に謝礼を支払わない」という条件を満たせば、公の場で演劇を上演したり、音楽を演奏したり、映画を上映するなどについては、各著作権者の許諾は不要です。

（4）美術・写真の原作品の所有者による展示［§45］：美術作品や写真作品の原作品の所有者がその所有作品を展覧会などに展示する場合、展覧会の有料・無料を問わず、著作権者の許諾は不要です（37ページ参照）。

（5）公共的な場所にある美術作品や建築物の複製［§46］：公園や広場などの屋外に常時展示されている彫刻などの美術作品や建築物は、撮影やスケッチの対象として許諾を得ずに利用することができます（ただし、その作品自体を増製したり絵はがきなどとして販売するには著作権者の許諾が必要です）。

（6）美術の著作物等の展示に伴う複製［§47］：美術作品や写真作品の展覧会の主催者などは、観客に対する作品の解説や紹介を目的に、展示対象の作品を小冊子（豪華なカタログは含まない）に掲載することができます。

（7）その他：次のような場合も、著作物を著作権者の許諾がなくても利用できます。

・写真撮影の際の「写り込み」等［§30の2～4］：いわゆる日本版フェアユース（公正な利用）として認められるもの。

・図書館等における複製［§31］：図書館がその利用者に対し、所蔵図書などの著作物の一部を、一人1部にかぎり複製させること。

・教科用図書等への掲載［§33］：学校教育の目的上必要な範囲内で、著作物を教科書に掲載すること（ただし、著作権者に補償金を支払わなければならない）。

・学校教育番組の放送等［§34］

・学校その他の教育機関における複製［§35］

・試験問題としての複製［§36］

・点字による複製等［§37］

・聴覚障害者のための複製、自動公衆送信［§37の2］

・時事問題に関する論説の転載等［§39］

・政治上の演説等の利用［§40］

・時事の事件の報道のための利用［§41］

・裁判手続等における複製［§42］

・行政機関情報公開法等による開示のための利用等［§42の2～4］

・放送事業者等による［時的固定［§44］

・プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等［§47の3～10］：コンピュータプログラムの購入者などの所有者が、バックアップのために必要な範囲内で複製したり、コンピュータの機種に合わせて必要な範囲内で改良すること等。

Q 他人の著作物を「引用」する場合は、どうすればよいのですか？

A 一定の条件を満たせば、著作者に断らずに部分的に「引用」することができます。

一度公表された全ての著作物は、誰でもその一部を自分の作品の中に「引用」することができます。よく「無断引用」という言葉を耳にしますが、この表現は正確ではありません。著作権法上の「引用」は、もともと著作権者に無断で行うことができるものだからです。

ただし、引用する場合には、「公正な慣行に合致していること」、「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われること」が条件です[§32－1]。「公正な慣行」や「正当な範囲」を具体的に説明すると、次のようになります。

他人の著作物を「引用」するための条件

（1）他人の著作物を引用する必然性があること。

（2）自分の著作物が主で、引用する他人の著作物が従であること（単に分量の問題だけではなく、内容として）。

（3）必要最小限の範囲内で部分的に引用すること。

以上の条件を満たしていれば、著作者に断ることなく、著作物の一部を引用することができます。なお、このほかに、引用する著作物の出典（タイトル、著者名、制作年など）を明示すること[§48]が義務づけられます。

ただし例外的に、写真やグラフィックデザインなどの視覚的・平面的な作品を引用（転載）する場合には、作品の一部分ではなく全部を掲載する必要が生じることがあります。例えば、あるポスターを論評するためには、ポスターの一部ではなく、全体を掲載しなければ意味がありません。しかし、その場合でも、ページ中の図版の占める部分を小さくし、解説の占める部分を大きくするなど、引用の主従関係を明快にする配慮が必要です。

Q 画廊で買ったイラストの原画を、作者に無断でポストカードにして販売することはできますか？

A できません。イラスト原画自体の所有権とイラストの著作権は別ですから、著作権者の許諾が必要です。

イラストの原画や写真のオリジナルプリントといった作品自体を所有する権利（所有権）と、その作品の著作権は別の権利です。画廊からイラストの原画を買っただけで、その原画の著作権までが買主に移転することはあり得ませんから、原画の所有者だからといってポストカードなどの複製物を勝手に作って販売することはできません。特に依頼して描いてもらったイラストや撮ってもらった写真でも、著作権を依頼者側に移転するという明確な合意がないかぎり、無断で権利範囲（12ページ参照）の利用行為をした場合は、著作権侵害になります。

ただし、著作権の権利範囲にある「公に展示する」行為だけは、原作品（オリジナル）の所有権が著作権者の「公の展示権」に優先するものとされています［§45］。つまり、原画の所有者は、作者や著作権者から許諾を受けなくても、そのイラスト原画や写真（未公表のものに限る）を展覧会などに出品して展示することが認められています（37ページ参照）。

Q 自分で集めたポスターコレクションで展覧会を開催することはできますか？

A 複製物の場合は誰でも自由に展示することができます。しかし、「原作品」（オリジナル）を展示する場合は所有者の許諾が必要です。

著作権の「公の展示権」［§25］は、「原作品」（オリジナル）を対象にした権利です。言い換えると、著作権者は原作品の複製物についてまで、展覧会などへの出品・展示の可否を決める権利がありません。ですから、複製物の絵画や写真については、所有者でない場合でも自由に出品・展示することが可能です。ただし、ポスターが「限定」数十枚などの場合には、出品物が前ページでいう「原作品」となる余地があり（版画やリトグラフも同様です）、少なくとも所有者であるか、他の所有者からの許諾を得ていることが必要です。

Q ピクトグラムは自由に使うことができますか？

A ピクトグラムも著作権法で保護されるため、権利者の許諾が必要です。ただし、公的な機関で標準化されたものなどは、自由に使うことができます。

ピクトグラム（図記号、絵文字）はもともと、交通施設や商業施設などにおいて、文字の代わりに図や絵を使って案内や注意や禁止などを表現することで、誰もがその内容を容易に理解できることを目的にしています。とはいえ、このような目的で制作されたピクトグラムも、保護の要件（15ページ参照）を満たしていれば「美術の著作物」として著作権法で保護されます。ですから、他人の作ったピクトグラムを無断で複製したり変形した場合は、原則として著作権侵害になります。

一方、権利者の許諾を得ることなく、誰でも自由に複製して使用できるピクトグラムもあります。これは、同じ意味を表すピクトグラムが施設ごとにバラバラに使われている状態は混乱を招き、一目で意味が分かるというピクトグラムの機能が果たせなくなるため、国内的にも国際的にも、公的な機関や業界団体などによって統一的なピクトグラムの開発とその標準化が推進されているからです。

このように、標準化されたり利用者に公開された主なピクトグラムには、左ページのようなものがあります。これらのピクトグラムは、それぞれの規定に従って自由に使うことができます。ただし、商標登録することはできません（なお、「赤十字マーク」は国際条約および国内法によって使用が制限されています）。

自由に使うことができる主なピクトグラムと関連機関

（1）国際標準化機構（ISO）の標準化ピクトグラム［❶など］（注1）
（一財）日本規格協会（JSA）
Tel. 03-4231-8503 http://www.jsa.or.jp

（2）国際リハビリテーション協会（RI）の国際シンボルマーク［❷］
（公財）日本障害者リハビリテーション協会
Tel. 03-5273-0601 http://www.jsrpd.jp

（3）アメリカ運輸省の旅客・誘導ピクトグラム［❸❹など34種類］（注2）
（公財）交通エコロジー・モビリティ財団
Tel. 03-3221-6672 http://www.ecomo.or.jp
※ピクトグラムのデータがダウンロード可。

（4）標準案内用図記号［❶❷❺❻など125種類］（注3）
（公財）交通エコロジー・モビリティ財団
Tel. 03-3221-6672 http://www.ecomo.or.jp
※ピクトグラムのデータがダウンロード可。

※注1：ISOは、世界規模の標準化を目的とした非政府間国際機関として1947年に設立。現在162カ国が加盟し、単位や色、ネジの大きさやフィルムの感度など、約1万件の規格を標準化。ピクトグラムのうち、例えば公共案内用図記号（ISO7001）は図記号の専門委員会で、❶の非常口サイン（ISO6309）は消防安全の専門委員会で検討・標準化されている。

※注2：1974年、アメリカ運輸省がアメリカ・グラフィック・アーツ協会（AIGA）に委託して制作し、全世界に公開。

※注3：2001年、交通エコロジー・モビリティ財団は、（公社）日本サインデザイン協会（SDA）＋中川憲造氏（NDCグラフィックス）がデザインした125種類のピクトグラム（❶❷など既成のものを含む）を「標準案内用図記号」として策定。うち104種類が日本工業規格（JIS）化。

取材協力：太田幸夫（元多摩美術大学教授、ISOグラフィックシンボル専門委員会国内委員）

❶非常口

❷国際シンボルマーク
（障害者が利用できる建築物、施設）

❸トイレ

❹禁煙

❺案内所

❻情報コーナー

Q 他人が作った地図を勝手に複製して使うことはできますか？

A できません。地図も著作物ですから、著作者の許諾が必要です。

「有名店マップ」や「温泉めぐり」といった、視覚化された情報やデザインを重視する地図（これを仮に「創作地図」とします）は、「地図の著作物」「§10－1（6）」または「美術の著作物」として著作権法で保護されています。ですから、他人が作った創作地図を印刷物などに利用する場合には、著作権者の許諾を得なければならず、他人が作った創作地図を勝手に複製して使うと著作権の侵害になります。

他人の創作地図に手を加えて、新しい創作地図を作った場合でも、元の創作地図の二次的作品となり、無許諾の場合は著作権侵害になる可能性があります。

なお、国土地理院の地図をそのまま複製して正確な地図として刊行するには、測量法により国土地理院長の承認が必要です。

Q パロディ作品を作る場合、どうすればよいのですか？

A 広告などにパロディの手法を用いる場合は、慎重な対応が望まれます。

「パロディ」とは、先行する他人の著名な作品の表現を真似て、その内容を風刺したり、おもしろおかしく批評するものですが、パロディが成立するには、パロディに接した人が先行作品をすぐに思い浮かべられるほどに両者が類似していなければなりません。この類似性のため、先行作品の著作者が著作権侵害を理由にパロディの作者に差止や損害賠償の訴訟を起こす例がしばしば見られます。

フランスの著作権法は他人の作品の「風刺画」を創作する自由を認めています。また、パロディ作品を「フェア・ユース」（公正な利用）として認めるアメリカの著作権の判例も少なくありません。しかし、わが国のこれまでの判例では、パロディは、営利目的の有無を問わず著作権（翻案権）・著作者人格権を侵害するものとされてきました。

このため、著作権の保護期間内の他人の作品をパロディの手法で安易に広告などに利用することは、たとえ風刺や批評の意図がある作品でもクライアントを不測の法的紛争に巻き込むおそれがありますので、原則として避けるべきで、保護期間が切れた作品を使うか、期間内の作品については著作者の許諾を得ておいたほうが安全です。

その反面、営利目的からではなく、純粋に批評を目的とするパロディ作品を自らの責任において制作・公表することは、表現の自由、批評の自由の範囲を拡張する試みとして、大いに意義があるでしょう。

Q 既成書体を使ってロゴを制作することは許されますか？

A 既成書体の数文字をそのまま利用する場合は、慎重に対応したほうがよいでしょう。変形して利用する場合は、許される範囲はかなり広いと考えられます。

印刷用の既成書体、すなわちタイプフェイス（注1）が著作物として保護されるかどうかは、判例などを見るかぎり必ずしもはっきりしていません。

タイプフェイスの法的保護を求めて長年にわたり活動している日本タイポグラフィ協会は、１９８９年に発表した「望ましいタイプフェイス法的保護のあり方」の中で、タイプフェイスの保護の根拠を著作権法に求めています。そしてその上で、「（印刷会社やデザイナーなどのユーザーが）正当に入手したタイプフェイスのフォント（注2）を用いて、組版（表示・印字）、印刷などのために使用すること」は、いちいちタイプフェイスの著作権者（タイプフェイスデザイナーやフォントメーカー）の許諾を得るまでもなく容認されるとしています。しかし、これは印刷物作成のための許諾であり、ロゴとして使用することまでを容認しているわけではありません。

つまり、権利者の立場から言うと、グラフィックデザイナーが既成書体の数文字をそのままロゴに利用できるのは、印刷用の「短い文字組み」として判断される場合に限られ、デザイン創作物としてのロゴまでが許されるわけではないことになります。さらに、この立場からは、デザイナーやクライアントが、そのロゴを商標登録したり、ロゴの著作権を主張したりして、同じタイプフェイスを利用した類似のロゴの使用をおさえることはできないということです。

本来、毛筆の書やカリグラフィは、わが国の判例でも「美術の著作物」としてはっきりと保護されています。ロゴは、いわばタイプフェイスとカリグラフィの中間に位置するものですから、他人の制作したタイプフェイスを利用するにあたっては、権利者の許諾を得るなど、慎重な対応が望まれます。

しかし、タイプフェイスが著作物として保護されることを認める立場でも、このうちの数文字をある程度変形してロゴを作ることの是非については、意見が分かれています。なぜなら、万人の共有財産としての「文字」のデザインを対象とするタイプフェイスの権利範囲は自ずと狭く、既成のタイプフェイスを多少とも変形したロゴについては著作権は及ばないとする考え方が通説的だからです。このように「著作権は認めるがその権利範囲を狭く解釈する」という手法は、コンピュータプログラムなどの機能的な著作物に共通する考えです。

なお、タイプフェイスに著作権の保護が及ぶとすれば、既成の一組のタイプフェイスを改変して別の一組のタイプフェイスを制作した場合は、あきらかに著作者人格権（同一性保持権）または著作財産権（翻案権）を侵害することになります。

また、仮に著作権の保護が及ばないにしても、既成のタイプフェイスをデッドコピー（完全に模倣）して商品化したり頒布した場合は、「不正競争」行為として不正競争防止法（注3）上の差止請求を受ける現実的な危険性があります。また、既成のタイプフェイスが「著名な」ものであれば、その一組を機械的に改変して（コンピュータなどで自動的に太くしたり斜めにするなどして）、新たなタイプフェイスとして商品化したり頒布すれば、デッドコピーでなくても「不正競争」行為となります。

※注1：「タイプフェイス」とは、記録や表示、印刷などの文字組に使用するため、統一的なコンセプトに基づいて作成された文字または記号等の一組のデザイン、一般的にいわれる「書体」のことをいいます。

※注2：「フォント」とは、タイプフェイスを具体的な記録や表示、印刷などに利用できるようにしたハードウェア（活字、写植文字盤などのアナログフォント）、ソフトウェア（デジタルデータを収容したCD-ROMなどのデジタルフォント）をいいます。

※注3：「不正競争防止法」の概要は、72ページ参照。

Q 一般の人が写っている写真を広告やポスターなどに使うことは、肖像権侵害になりますか？

A 公の場所の群集写真以外は、許諾がないかぎり使うことはできません。

一般に、肖像権には「プライバシーの権利」と「パブリシティの権利」の二つの面があるとされています。

「プライバシーの権利」は、私生活の内容をみだりに公にされない権利です。撮影場所が街頭や競技場などで、意図的にその人を特定したものではなく群集の一人として撮影したような場合には、広告の背景などに使用してもプライバシー侵害にはならないでしょう。しかし、家庭内その他の公表が予定されていない場所での人物が特定できる写真を無断で広告やポスターに利用した場合は、プライバシー侵害を理由として掲載差止や損害賠償の請求を受けるおそれがあります。この点は、撮影された人が一般の人であるかタレントやスポーツ選手などの有名人であるかを問いません。

一方、「パブリシティの権利」は、肖像利用の経済的利益を中心とする権利です。タレントやスポーツ選手などの有名人の肖像には、いわゆる顧客吸引力があり、有名人は、むしろ肖像を広告などに積極的に利用させて利益の配分を受けようとします。この利用権をパブリシティの権利といいます。有名人の写真を広告やポスターに無断で使用すれば、パブリシティの侵害として、差止や損害賠償の請求を受けるのは当然でしょう。

では、政治家の肖像権はどうでしょうか？　一般に、政治家などの公人については、プライバシーの権利は制限されると考えられています。そして、政治家の言動は常に国民の批判にさらされるべきものですので、似顔絵による批評や風刺を新聞などに掲載することは、プライバシー上何の問題もありません。

また、政治家にはタレントなどと同じ意味でのパブリシティの権利はありません。しかし、だからといって政治家の写真や似顔絵を広告やポスターに無許諾で使用することは、政治家の持つ著名性を政治家の意に反して商業的に利用することに他ならず、不法行為として許されません。

Q クライアントと契約を交わすときのポイントは何ですか？

A 権利の帰属、使用の条件（利用範囲や期間）、料金を合意の上、明確に文書化しましょう。

とかく、グラフィックデザイナーには、金銭的なこと、契約のことなどが苦手な人が多いようですが、デザイナーとクライアントとの約束の内容は、何らかの形で文書化しておくことが必要です。文書のタイトルはあらたまった「デザイン制作契約書」でなくても、「合意書」、「確認書」、「覚書」でかまいません。双方が記名押印することが基本ですが、デザイナー側が作った見積書や工程表などの書面にクライアント側から承認印やサインをもらっておくだけでも、合意を証する書面として有効です。

このように、制作に関する基本的な事項が協議され、クライアントがこれを認めたことが文書（FAXでも）で明らかにされていれば、トラブルが起きても、証拠がないという理由で泣き寝入りをする危険性が低くなります。

クライアントや代理店と契約を交わす場合は、次のポイントに注意しましょう。

1 権利の帰属について

創作したデザインの著作権が、デザイナー（著作者）とクライアントのどちらに帰属するのかを決めます。

まず、著作権がデザイナーに帰属すると取り決めた場合、デザイナーはクライアントに対し、著作物の一定の範囲内の独占的な使用について許諾をします。例えば、「デザインの著作権はデザイナーに帰属するが、クライアントはそのデザインをポスターとして独占的に使用することができる」といった取り決めをするわけです。

他方、著作権をクライアントに移転する場合、全ての権利（著作財産権）を移転することもできますが、権利の一部（例えば複製権のみ）を移転することも可能です。ただし、著作権を全て移転した場合でも、特別に合意しないかぎり、作品を翻案・変形して二次的著作物とする権利は、デザイナー側に残されます。また「著作者人格権」は移転の対象にならずデザイナーに残ります。このため、たとえ著作権がクライアントに移転されていても、クライアントがデザイナーに無断で作品を改変して他の目的に利用した場合は、翻案権や著作者人格権の侵害になります（16ページ参照）。

2 使用条件について

著作権を移転しない場合、クライアントはその著作物を合意による「使用許諾」の範囲内や期間内でしか利用することができません（例えば、「○○○キャンペーンの広報物に限って使用することを認めます」、「新聞広告に使うために作ったものなので、他の媒体に流用してはいけません」といった使用範囲、「＊＊＊キャンペーンが終了するまで」、「最初の媒体に使い始めてから3年間のみ」といった使用期間）。

あらかじめ使用範囲や期間を取り決めておけば、もしそれ以外に使われた場合には、使用の中止や別途デザイン料金を請求することができます（58ページ参照）。

3 デザイン料金について

具体的な金額は別として、考え方としては、デザイナーが著作権を移転せずにクライアントに使用許諾をする場合よりも、著作権をクライアントに移転する場合のほうが、デザイン料金の総額は高くなります。使用許諾の場合も、許諾する範囲が広く、期間が長いほうが金額はより高くなります。

金額が決まれば、デザイン料金の具体的な支払い条件（支払日や延滞した場合の処理など）についても取り決めをしておきましょう。

Q 他人の著作物を利用する場合は、どうすればよいのですか？

A 特別な場合を除き、著作権者の許諾を得てはじめて利用することができます。

グラフィックデザイナーは、自らがグラフィックデザインを制作するほか、プロデューサーやアートディレクターとして、他人にグラフィックデザインの作品を制作させ、または他人の作品を自分の作品に取り込んで利用する場合があります。創作者として自分の著作物を守ることも大切ですが、同時に他人の作品の利用について著作権を侵害しないよう心がけることもきわめて重要です。

他人の著作物を利用する場合、原則として著作権者の許諾を得る必要があります。左ページの手順に従って、許諾が必要かどうかを調べ、正しい方法で利用してください。

1　保護期間内の著作物かどうか。

以下の保護期間を過ぎた著作物は、公有物（パブリック・ドメイン）として自由利用できる（18ページ参照）。

（1）実名の自然人の著作物：著作者の死後50年
（2）無名・変名の著作物、団体名義の著作物：公表後50年
（3）映画の著作物：公表後70年

A：保護期間を過ぎている場合 → 利用できる
B：保護期間を過ぎていない場合 ↓

2　例外的に著作者の許諾を得なくても使える場合かどうか。

私的な利用を目的とした複製や、引用、非営利目的の利用、展覧会小冊子への掲載などの場合は、その目的の範囲内でのみ、著作権者の許諾を得ずに使うことができる（32ページ参照）。

A：著作者の許諾を得なくても使える場合 → 利用できる
B：著作者の許諾を得ないと使えない場合 ↓

3　著作権者を確認し、許諾を得る。

（1）著作者が生存しかつ著作権を移転していない場合は、著作者の許諾を得る。移転している場合には、移転を受けた者（著作権者）の許諾を得る。いずれの場合でも著作権が管理業者（エージェンシー）に委託されている場合には、管理業者が窓口となる。
（2）著作者が死亡している場合、（1）の「著作者」を「著作権の相続人」と読み替えて同様の手続きをとる。

A：著作権者から許諾を得られた場合 → 利用できる
B：著作権者から許諾を得られなかった場合 → 利用できない
C：著作権者が確認できなかった場合 → 利用できない ↓

4　裁定による著作物の利用［§67］

相当な努力を払っても著作権者と連絡がとれなかった場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ通常の使用料に相当する補償金を供託することによって、その著作物を利用することができる。

旧版を元に作成

Q 自分のデザインが無断で利用されたと思われる場合、どうすればよいのですか？

A 事実を確認し、最も適した対応策を講じます。

著作権の場合、偶然似たものができてしまった場合は権利侵害にはなりませんし（23ページ参照）、アイデアが同じでも表現が違う場合は権利侵害にはなりません（25ページ参照）。また、「引用」など、著作権者の許諾を得ないでも著作物を一定の範囲内で利用できる場合があります（32ページ参照）。

ですから、「無断で利用された」と思ったら、まず事実関係を確認し、それが著作権侵害にあたるかどうかを判断する必要があります。その上で、実際に権利が侵害されているときは、まず侵害者に抗議し、侵害行為の中止、違法物件の廃棄、損害金の支払い（場合によっては謝罪広告の掲載）を求める文書を内容証明郵便などで送付して対応を見守ります。相手に誠意があれば示談（和解）の交渉をし、誠意がなかったり、示談が成立しない場合には、民事調停や民事訴訟の申し立てを行います。必要に応じて刑事事件としての告訴手続きをとることもできます。

侵害者と話し合いによる解決が得られたときは示談で済ませます。示談の内容としては、侵害者が非を認めて以後の行為を中止し在庫品などを自主的に廃棄する場合と、権利者からライセンスを受けて以後の行為を適法なものとする場合に大別されます。いずれの場合でも過去の権利侵害に対する金銭の支払いの有無や金額について合意することが必要です。

民事調停は、簡易裁判所の調停委員会に紛争の解決を求めるもので、事実関係に不明な点があったり、証拠が不十分だったり、相手方がクライアントであるなど訴訟を起こしにくい事情がある場合に利用します。しかし、相手方が不出頭を続けたり、調停委員会の調停案に同意しなかったりすれば、調停は成立しません。その場合には民事訴訟に移行することになります。調停を経ずに民事訴訟を起こすこともできます。

1 民事訴訟上の請求

権利を侵害された人が原告となり、侵害者を被告として、次のような訴訟上の民事請求ができます。

（1）侵害行為の差止請求［§112］：故意・過失を問わない。実際には侵害していなくても、侵害するおそれのあるものも含む。

（2）損害賠償請求：財産権の侵害は主として失った利益の賠償、人格権の侵害は慰謝料。

（3）名誉回復等の請求［§115］：新聞紙上での謝罪広告など。

損害額の算出方法としては、まず侵害者が利益を上げているときは、その利益額を権利者の損害額と推定することができます［§114-2］。侵害者が利益を上げていないときでも、権利者が許諾を与えたとすれば徴収できたはずのライセンス料の金額は、最低限度の損害として侵害者に請求することができます［§114-3］。

民事訴訟を起こした場合には必ず判決を迎え、不服なら控訴、上告する……というものではありません。双方が合意すれば、裁判官の立ち会いによる訴訟上の和解を成立させることで、訴訟を終結させることも可能です。

2 刑事上の手続き

著作権侵害は犯罪として刑罰が科せられます。ただし、故意による侵害の場合のみです。また、被害者が告訴することが、捜査や裁判を進める条件になります（このような罪を「親告罪」といいます）。罰則は、財産権の侵害は10年以下の懲役または1000万円以下の罰金、あるいはその併科、人格権の侵害は、5年以下の懲役または500万円以下の罰金、あるいはその併科となっています［§119-1、2］。

Q 著作権と意匠権との違いは何ですか？

A 著作権が「無方式」で権利の取得ができるのに比べて、産業財産権の一つである意匠権は原則として特許庁に対する出願・審査・登録の手続きを経てはじめて権利が発生します。

デザインの保護に関する法律として、著作権法と意匠法があります。この二つの法律は、立法の目的、運用の歴史、保護の手続きなどが異なり、世界的に見ても、保護の領域に明確な線を引くことが困難です。二つの法的保護が交錯する場所が、いわゆる「応用美術」の領域です。

わが国の著作権法では、１９７０年の全面改正時から現在まで、保護対象の「美術の著作物」は原則として実用目的から切り離された「純粋美術」の作品に限られ、実用目的を有するものは一品制作の「美術工芸品」[§2−2]だけを保護の対象とするという建前が一貫してとられています。この立場からは、美術工芸品以外の量産可能な実用品は「応用美術」の作品であって、そのデザインは、インダストリアルデザインとして意匠法によって保護されるべきだということになります。

しかし、わが国の判例の中には、１９７３年の「博多人形」事件判決(注1)以来現在まで、二つの領域が重複することを認めるものが少なからず見られます。すなわち、意匠登録の対象になるようなデザインの作品でもそれを実用目的から切り離して美術作品として鑑賞の対象にすることができるような場合は、「美術の著作物」として保護されるというのです。

1 目的の違い

著作権法は「文化の発展に寄与する」ことを目的としていますが[§1]、意匠法は「産業の発達に寄与する」ことを目的としています[意§1]。著作権法が文化庁、意匠法が特許庁の管轄となっているのも、この目的の違いによるものです。

2 保護する対象物の違い

著作権法は「思想・感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術、音楽の範囲に属するもの」を「著作物」として保護し(15ページ参照)、意匠法は「物品の形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」[意§2−1]を「意匠」として保護します。

3 権利の内容の違い

著作権が複製権や展示権などの財産権と、同一性保持権や氏名表示権などの人格権をまとめた権利であるのに対し(12ページ参照)、意匠権は登録された意匠(デザイン)を一定の物品に実施(製造、使用、譲渡、輸入)する権利です[意§2−3]。

4 権利が発生するための条件の違い

著作権は創作された時点で自動的に発生します(14ページ参照)。これに対し、意匠権は特許庁に出願し、審査を受け、登録をしてはじめて権利が発生します(54ページ参照)。意匠登録を得るためには、以下の三つの条件を満たす必要があります。

意匠登録を得るための条件[意§3]

(1) 工業利用性：工業上利用できること(量産可能なこと)。

(2) 新規性：意匠登録出願前に日本国内外において公然知られた意匠(およびこれに類似する意匠)でないこと。意匠登録出願前に日本国内外で頒布された刊行物に記載された意匠(およびこれに類似する意匠)でないこと。

(3) 創作の非容易性：日本国内で広く知られた形態に基づき容易に創作できる意匠でないこと。

5 保護期間の違い

著作権が著作者(自然人)の死後50年間保護されるのに対し(18ページ参照)、意匠権は登録後20年間です[意§21]。著作者は孫の代まで、意匠権は設備投資などが回収できるまでの間、権利を保護して権利者の利益を守るということのようです。

※注1：「博多人形」事件　大量生産・大量販売を目的に製作される彩色素焼人形は、意匠登録することによって意匠法で保護される。しかし「赤とんぼ」と題されたその博多人形には、創作的表現と美術工芸的価値としての美術性も備わっていたために、たとえ意匠登録される可能性があるとしても、著作権法の「美術工芸品」として保護されるべきであると判断された。(長崎地方裁判所佐世保支部／1973.2.7.)

Q 意匠や商標の登録手続きの方法や料金、保護期間はどうなっていますか？

A 特許庁に登録を出願します。登録された意匠権の保護期間は20年、商標権は使用が続くかぎり無期限です。

産業財産権である意匠権、商標権を得るためには、まず特許庁に「出願」します。意匠登録は、その意匠を施す物品を特定して出願します。商標登録は、商品および役務の区分ごとに権利を取得します。その後、「方式審査」→「審査」→「登録査定」を経て、登録の条件を満たしていると判断された場合は、登録料を支払って（これを「設定登録」といいます）、はじめて権利が与えられます。この、出願から登録まで（権利が発生するまで）には、10カ月程度の時間を要します。出願のための書類の作成は複雑なので、弁理士などの専門家に依頼したほうがよいでしょう。

このように、著作権に比べると産業財産権の取得には手間と時間とお金（登録が完了した後も、権利の更新をする際に追加料金が必要です）がかかりますが、その分、一度取得した権利の効力は、偶然の場合を含めて、類似したものを排除できる強い権利です。意匠権と商標権の出願料、登録料、保護期間は、左ページのとおりです。

権利の取得方法の詳細については、特許庁のＷｅｂサイトをご覧ください（特許庁ではオンラインでの出願手続きができる「インターネット出願」のサービスも行っています）。

また、既に登録されている意匠や商標の情報は、工業所有権情報・研修館のＷｅｂサイト「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」において、誰でも検索・利用することができます。

1 意匠権

（1） 出願料　意匠登録出願　1万6000円
（2） 登録料　1～3年（毎年）：8500円
　　4～20年（毎年）：1万6900円
（3） 保護期間　登録日から20年間
　　（ただし、毎年登録料の更新が必要）

2 商標権

（1） 出願料　商標登録出願
　　3400円＋（区分数×8600円）
（2） 登録料　商標登録料（10年分）
　　2万8200円×区分数
　　更新登録申請（10年ごと）
　　3万8800円×区分数
（3） 保護期間　無期限
　　（ただし、10年ごとに登録料の更新が必要）

※右記出願・登録料はいずれも2016年4月1日現在の金額。

事例編

Q クライアントに正規納品後のデザインを転用されたり、デジタルデータを流用された場合は？

A社の製品のパッケージをデザインしました。印刷会社に納品したのは1パターンだけだったのにもかかわらず、印刷会社がA社の指示でデザインフォーマット（デジタルデータ）を転用し、勝手に6パターンのA社製品に使われています。A社と話し合いを持ちましたが、「デザイン料は初回に全部支払ったはずだ」と居直られてしまいました。この場合、A社に著作権侵害で差止を求めたり、追加使用料を請求することはできますか？

A 転用したデザインの差止を求めたり、追加使用料を請求することができます。

一般に、製品パッケージのデザインの著作権（著作財産権）は、クライアントが取得することが多いようです。しかし、仮にパッケージデザインの著作権がA社に移転しているとしても、デザイナーの同一性保持権（著作者人格権）や翻案・変形権（二次的著作物に関する著作財産権）は移転せずにデザイナーに残されています（16ページ参照）。このため、A社が無断でデザインデータを改変して他の製品のパッケージに転用すれば、この二つの権利を侵害することになり、デザイナーはA社に対し、差止を求めたり、追加の使用料を請求したりすることができます。

デジタルデータは修正や転用が容易なため、最近、このようなトラブルが増えています。デザイン料金を支払えば、以後、デジタルデータは自由に加工して構わない、というような著作権解釈がまかり通っていますが、もちろんこのような解釈は間違いです。

Q コンペで不採用だったアイデアやプレゼン、企画案などが盗用されないようにするには？

広告代理店からの仕事で、ポスターのコンペに応募したところ、残念ながら採用されませんでした。その後、発表されたポスターを見ると、私が提出したものとアイデア、構図、ビジュアル要素などがほとんど同じで、どう見ても盗用されたとしか思えません。代理店とのつき合いもあり、この件は諦めましたが、二度とこのような経験はしたくありません。どんな対策を立てればよいでしょうか？

A 事前に取り決めをしておくことが一番です。

質問の例では、完成したポスターは、応募作品の完全なコピーというより、ビジュアル要素を転用したものですので、複製権ではなく、翻案・変形権が侵害された例といえるでしょう。

今後の対策としては、コンペに応募する際、主催者との間で「不採用の場合は作品を返還すること」や「不採用作品をコピーしたり、アイデア、構図、ビジュアル要素などを転用したりしないこと」などを事前に取り決めておくことが一番です。

JAGDAでも、コンペの主催者側に、「採否の結果にかかわらず、応募作品は返却しません」や「応募作品の著作権は全て主催者に帰属します」といった一方的な条件を削除するよう勧告し、多くの場合これを実行させた上で会員にコンペを紹介することにしています。

Q 自分のデザインしたマークが、既に商標登録されているマークと偶然似ている場合は？

外食業のB社の依頼でデザインしたサービスマークが採用され、1年前からB社のチェーンレストランなどで利用されてきました。ところが最近、同業他社からB社に、「当社が3年前に登録したサービスマークとよく似ているから使用を中止してほしい」という申し入れがありました。決して模倣したわけではなく、シンプルなデザインなので偶然似たものになっていたのです。なおB社では、商標登録の出願や登録はしていません。クライアントのB社はこのサービスマークを使えないのでしょうか？　またその場合、デザイナーに責任が生じるのでしょうか？

A そのマークを使うことはできません。デザイナーはクライアントに対し責任を負う可能性があります。

「商標」には、商品に使用する「トレードマーク」と、サービス（役務）に使用する「サービスマーク」があり［商§2-1］、いずれも特許庁に出願して登録されることによって独占的な使用権が認められます［商§25］。他人の「登録商標」と同一または類似のマークを使用することは、「商標権」の侵害となり、たとえ偶然の一致の場合でも、商標権者からの差止請求や損害賠償請求の対象となります［商§36、商§38］。

特に、クライアントが商標登録することを明示してデザイン制作を依頼した場合、デザイナーも商標登録に関する調査を行う義務を負う可能性があり、それを怠った結果、商標登録ができなかった場合は、クライアントに対し、損害賠償義務を負う場合もあります。また、デザイナーとしては、クライアントに商標登録の予定がない場合でも、クライアントに自ら登録商標の調査をするよう助言し、制作前に結果について確認しておくべきです。

Q 制作会社から初版時のデジタルデータの引き渡しを要求されたのですが？

制作会社からの依頼でパンフレットを企画・デザインしました。印刷までこちらで行ったので、納品後もデジタルデータは手元に保管してありました。その後、その制作会社から「改版・増刷したいが、印刷は他の印刷会社に頼みたいので、初版印刷時のデジタルデータを渡してほしい」と言われました。この場合、データを渡すのを拒否することはできますか？　また、データ使用料の請求はできますか？

A 約束がないかぎりデジタルデータを渡すことを拒否できます。使用料の請求もできます。

企画・デザインの契約でデジタルの「印刷データ」を制作会社に引き渡すことを約束していれば、デザイナーが引き渡さないことは契約違反になります。しかし、質問の例ではデザイナーのほうで印刷・納品までを行っていますので、約束はなく、「印刷データ」媒体の所有権はデザイナーの側にあるように思われます。制作会社は、所有権がない以上、「印刷データ」媒体の引き渡しまで請求することはできません。パンフレットの著作権が制作会社に移転している場合でも同様です。

制作会社のほうも、たとえ有料でも改版・増刷のために既存の「印刷データ」が使えれば、作り直すために余計な経費がかからずに済みますので、デザイナーが「印刷データ」媒体の使用を認める条件として、使用料の支払いについて協議を申し入れれば、応じてくれるはずです。

Q 量産品のおもちゃ製品をモチーフにキャラクターをデザインしたのですが、問題はありませんか？

雑誌に掲載するキャラクターをデザインしたときに、市販の量産品のおもちゃをモチーフに使ったところ、編集部から「著作権に触れるおそれがあるので作り直してくれ」と言われました。アニメやストーリー漫画に登場するキャラクターではなく、ストーリー性のないおもちゃなどの製品の場合も、キャラクターに使ってはいけないのでしょうか？

A 作り直すか著作権者の許諾を受けることをお勧めします。

最近の刑事事件の判例では、市販の量産品のおもちゃでストーリー性のないものを無断で複製しても、おもちゃの著作権を侵害しない（無罪）とされています。しかし、民事事件の判例や学説からは、ストーリー性がないというだけで、キャラクターとして自由に使用できると考えるのは早計です。

質問の場合、偶然の一致ではなくアクセス（他人の著作物に接して取り入れること）が認められますので、市販のおもちゃとキャラクターとがまったく同一とはいえない場合でも、翻案・変形権の侵害を主張されるおそれがあります。

Q 会社の業務として制作したデザインの著作権を、社員の私が主張することはできますか？

制作会社の社員として広告やパッケージのデザインをしています。仕事では全て「自分の作品」だと思って、個性を発揮した作品をデザインしているのですが、上司の手で私自身はまったく納得がいかないデザインに変えられたり、別のクライアント用の作品に使い回されたりします。もともとは私が手がけた作品です。著作権（少なくとも著作者人格権）を主張することはできないのでしょうか。

A 就業規則などに特別な取り決めがないかぎり、著作権（著作者人格権を含む）を主張することはできません。

会社の従業員が、会社の業務として、会社名で公表する著作物を制作することを「職務著作」といいます。職務著作の場合、従業員の手による作品の著作権は、何の手続きも要さず会社に帰属します[§15]（30ページ参照）。会社は「著作者」であり、複製権や翻案・変形権などの著作財産権も、同一性保持権などの著作者人格権も最初から会社に帰属します。このため、従業員は、「納得がいかないデザインに変えられた」ことや「使い回された」ことについて、少なくとも著作権法上は、会社にクレームをつけられません。ただし、業務上の作品であっても、個々の従業員が著作者（あるいは著作権者）となることが就業規則などに明記されている場合は別です。

なお、職務著作の規定は、厳密な意味の雇用契約上の従業員についてだけ適用され、外注先の社員やフリーランスの制作者には適用されません。そして、著作者人格権は譲渡や放棄ができないとされているため[§59]、フリーランスの制作者から「どのように変更しても異論ありません」などという念書をとっても、それが無効である可能性があります。この点は発注者側として十分注意しておく必要があるでしょう。

資料編

Q **類似したデザインの場合、著作権と意匠権のどちらが優先しますか？**

私がデザインしたキャラクターを、クライアントの玩具メーカーが人形のデザインとして意匠登録しました。ところが、後になってよく似たキャラクターが20年ほど前の連載漫画に登場していたことが判明し、その漫画家から抗議を受けました。もし、人形のデザインと漫画のキャラクターが類似していると判断された場合、著作権と意匠権のどちらが優先するのでしょうか？

A **模倣による類似の場合は著作権が優先しますが、偶然の類似の場合は優劣はありません。**

登録されている意匠が他人の著作権を侵害している場合、つまり他人の先行作品を意図的に模倣した意匠の場合、意匠権として登録されても、その意匠を製品に実施することができません[意§26]。しかし、偶然に類似した場合は著作権侵害にはなりませんから、20年前の漫画のキャラクターにアクセス（作品に接して取り入れること）していないのであれば、結果的に類似しているからといって、人形の意匠登録が取り消されることはないでしょう。

なお、商標権と著作権の関係も同様で、著作権は意図的に類似する商標権に優先します[商§29]。

相談窓口・関連団体一覧

●タイポグラフィ
NPO法人日本タイポグラフィ協会
Tel 03-6661-7627
http://www.typography.or.jp

●ブックデザイン
日本図書設計家協会
Tel 03-3261-4925
http://www.tosho-sekkei.gr.jp

●写真
一般社団法人日本写真著作権協会
Tel 03-3221-6655
http://www.jpca.gr.jp

●美術
一般社団法人日本美術家連盟
Tel 03-3542-2581
http://www.jaa-iaa.or.jp

一般社団法人日本美術著作権協会（JASPAR）
Tel 03-6226-5951
http://jaspar.or.jp

一般社団法人日本美術著作権連合
http://jart.tokyo

●コンピュータソフトウェア
一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）
Tel 03-5976-5178（著作権ホットライン）
http://www2.accsjp.or.jp
http://www2.accsjp.or.jp/qa
（著作権Q&Aコーナー）

●出版・雑誌
一般社団法人日本書籍出版協会
Tel 03-3268-1303
http://www.jbpa.or.jp

一般社団法人日本雑誌協会
Tel 03-3291-0775
http://www.j-magazine.or.jp

●出版物（新聞・書籍・雑誌等）の複写
公益社団法人日本複製権センター
Tel 03-3401-2382
http://www.jrrc.or.jp

一般社団法人出版者著作権管理機構（JCOPY）
Tel 03-3513-6969
http://www.jcopy.or.jp

●音楽
一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）
Tel 03-3481-2121
http://www.jasrac.or.jp

●小説・脚本
公益社団法人日本文藝家協会
Tel 03-3265-9658
http://www.bungeika.or.jp

協同組合日本脚本家連盟
Tel 03-3401-2304
http://www.writersguild.or.jp

協同組合日本シナリオ作家協会
Tel 03-3584-1901
http://www.j-writersguild.org

●レコード（CD等）
一般社団法人日本レコード協会
Tel 03-5575-1301
http://www.riaj.or.jp

●放送
日本放送協会（NHK）
Tel 0570-066-066
（NHKふれあいセンター）
http://www.nhk.or.jp

一般社団法人日本民間放送連盟
Tel 03-5213-7707
http://www.j-ba.or.jp

●ビデオ・映画
一般社団法人日本映像ソフト協会
Tel 03-3542-4433
http://www.jva-net.or.jp

●実演
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
Tel 03-5353-6600
http://www.geidankyo.or.jp

●デザインの寄託
一般社団法人日本デザイン保護協会
Tel 03-3591-3031
http://www.jdpa.or.jp

無料相談窓口

●知的財産権全般
知財総合支援窓口（知財ポータル）
http://chizai-portal.jp
相談日：平日 8:30–17:15
Tel 0570-082100（全国共通ダイヤル）
※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口につながります。
全国の窓口一覧　http://chizai-portal.jp/area

●著作権全般
公益社団法人著作権情報センター
著作権テレホンガイド
相談日：平日 10:00–12:00、13:00–16:00
Tel 03-5348-6036（専用電話）

●産業財産権全般
独立行政法人工業所有権情報・研修館
産業財産権相談窓口（相談部）
相談日（窓口）：平日 9:00–17:45（受付は17:30）
相談日（電話）：平日 8:30–19:00
Tel 03-3581-1101（内線2121–2123）

日本弁理士会（JPAA）
常設知的財産相談室（要予約）
http://www.jpaa.or.jp/?cat=774

・北海道支部（札幌）　Tel 011-736-9331
相談日：火・金14:00–16:00
http://jpaa-hokkaido.jp

・東北支部（仙台）　Tel 022-215-5477
相談日：火13:00–16:00
http://www.jpaa-tohoku.jp

・北陸支部（金沢）　Tel 076-266-0617
相談日：ウェブサイトをご覧ください。
http://www.jpaa-hokuriku.jp

・関東支部（東京）　Tel 03-3519-2707
相談日：平日10:00–12:00、14:00–16:00
http://www.jpaa-kanto.jp/consuls/counsellings

・東海支部（名古屋）　Tel 052-211-3110
相談日：平日13:00–16:00
http://www.jpaa-tokai.jp

・近畿支部（大阪）　Tel 06-6453-8200
相談日：平日10:00–12:00、14:00–16:00
http://www.kjpaa.jp

・中国支部（広島）　Tel 082-224-3944
相談日：水13:00–15:00
http://www.jpaa-chugoku.jp

・四国支部（高松）　Tel 087-822-9310
相談日：ウェブサイトをご覧ください。
http://jpaa-shikoku.jp

・九州支部（福岡）　Tel 092-415-1139
相談日：木10:00–12:00、13:00–15:00
http://www.jpaa-kyusyu.jp

意匠・商標等の検索サイト

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）
https://www.j-platpat.inpit.go.jp
ヘルプデスク　Tel 03-6666-8801
（平日9:00–21:00）

所管官庁

●著作権
文化庁長官官房 著作権課
Tel 03-6734-2849（直通）

●産業財産権
経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室
Tel 03-3501-3752（直通）

特許庁
Tel 03-3581-1101

関連団体

●著作権全般
公益社団法人著作権情報センター
Tel 03-5348-6030
http://www.cric.or.jp

●イラストレーション
一般社団法人東京イラストレーターズ・ソサエティ（TIS）
Tel 03-3470-4116
http://www.tis-home.com

「ベルヌ条約」「万国著作権条約」加盟国一覧（2016年12月末現在）

「ベルヌ条約」「万国著作権条約」両条約に加盟（99カ国）

アイスランド
アイルランド
アゼルバイジャン
アメリカ合衆国
アルジェリア
アルゼンチン
アルバニア
アンドラ
イギリス
イスラエル
イタリア
インド
ウクライナ
ウルグアイ
エクアドル
エルサルバドル
オーストリア
オランダ
ガーナ
カザフスタン
カナダ
カメルーン
韓国
ギニア
キプロス
キューバ
ギリシャ
グアテマラ
クロアチア
ケニア
コスタリカ
コロンビア
サウジアラビア
ザンビア
スイス
スウェーデン
スペイン
スリランカ
スロバキア
スロベニア
セネガル
セルビア
セントビンセント・グレナディーン
タジキスタン
チェコ
中華人民共和国
チュニジア
チリ
デンマーク
ドイツ
トーゴ
ドミニカ共和国
トリニダード・トバゴ
ナイジェリア
ニカラグア
ニジェール
日本
ニュージーランド
ノルウェー
ハイチ
パキスタン
バチカン
パナマ
バハマ
パラグアイ
バルバドス
ハンガリー
バングラデシュ
フィジー
フィンランド
ブラジル
フランス
ブルガリア
ベネズエラ
ベラルーシ
ベリーズ
ペルー
ベルギー
ポーランド
ボスニア・ヘルツェゴビナ
ボリビア
ポルトガル
マケドニア
マラウイ
マルタ
メキシコ
モーリシャス
モナコ
モルドバ
モロッコ
モンテネグロ
ラオス
リヒテンシュタイン
リベリア
ルクセンブルク
ルワンダ
レバノン
ロシア

「ベルヌ条約」のみ加盟（73カ国）

アラブ首長国連邦
アルメニア
アンティグア・バーブーダ
イエメン
インドネシア
ウズベキスタン
エジプト
エストニア
オマーン
カーボベルデ
ガイアナ
カタール
ガボン
ガンビア
北朝鮮
ギニアビサウ
キルギス
クウェート
グルジア
グレナダ
コートジボワール
コモロ連合
コンゴ
コンゴ民主共和国
サモア
サントメ・プリンシペ
民主共和国
ジブチ
ジャマイカ
シリア
シンガポール
ジンバブエ
スーダン
スリナム
スワジランド
赤道ギニア
セントクリストファー・ネイビス
セントルシア
タイ
タンザニア
チャド
中央アフリカ
ドミニカ国
トルクメニスタン
トルコ
トンガ
ナミビア
ニウエ
ネパール
バーレーン
バヌアツ
フィリピン
ブータン
ブルキナファソ
ブルネイ・ダルサラーム
ブルンジ
ベトナム
ベナン
ボツワナ
ホンジュラス
マダガスカル
マリ
マレーシア
ミクロネシア
南アフリカ
モーリタニア
モザンビーク
モンゴル
ヨルダン
ラトビア
リトアニア
リビア
ルーマニア
レソト

「万国著作権条約」のみ加盟（1カ国）

カンボジア

「TRIPS協定」のみ加盟（12カ国・地域）

アフガニスタン
アンゴラ
ウガンダ
シエラレオネ
セーシェル共和国
ソロモン諸島
台湾
パプアニューギニア
香港
マカオ
ミャンマー
モルディブ

「不正競争防止法」の概要

1 「不正競争」の内容

不正競争防止法は、公正な競争が行われるように、以下の行為を「不正競争」として差止・損害賠償の対象としています。

（1）**周知表示との混同**〔不§2―1（1）〕
広く認識されている他人の商品等表示（商標や商品の容器など）と同一または類似した表示を使用して、その他人の商品等表示と混同を生じさせる行為（普通名称の使用、自己の氏名の使用、先使用などの場合を除く）。

（2）**著名表示の冒用**〔不§2―1（2）〕
他人の著名な商品等表示と同一または類似の商品等表示を自己の商品・営業の表示として使用する行為（普通名称の使用、自己の氏名の使用、先使用などの場合を除く）。

（3）**商品形態の模倣**〔不§2―1（3）〕
他人の商品（ありふれた形態の商品および発売から3年経過した商品を除く）の形態を模倣した商品を作ったり売ったりする行為。

（4）**営業秘密の侵害**〔不§2―1（4）～（10）〕
不正な手段によって営業秘密を取得したり自ら使用する行為（善意かつ無重過失で取得した者が権限内で使用する場合を除く）。なお、「営業秘密」の要件は、次の3点。
・秘密として管理されていること（秘密管理性）
・営業上または技術上の有用な情報であること（有用性）
・公然と知られていないこと（非公知性）

（5）**技術的制限手段の無効化**〔不§2―1（11）～（12）〕
CDやDVDなどのコピーガードや、衛星放送のスクランブルなどの「技術的制限手段」を無効にする装置やプログラムを販売・提供する行為。

（6）**ドメイン名の不正使用**〔不§2―1（13）〕
不正な利益を得たり他人に損害を与える目的で、他人の商標等と同一または類似のドメイン名を取得・保有・使用する行為。

（7）**誤認惹起行為**〔不§2―1（14）〕
商品やサービスやその広告に、その商品やサービスの内容などについて誤認させるような表示をする行為（普通名称等の使用の場合を除く）。

（8）**信用毀損行為**〔不§2―1（15）〕
競合する他社の営業上の信用を害するような虚偽の事実を告知・流布する行為。

（9）**代理人等の商標冒用行為**〔不§2―1（16）〕
パリ条約の同盟国等において商標に関する権利を有する者の代理人が、正当な理由なく、その商標を使用等する行為。

2 救済措置

不正競争防止法には、不正競争によって営業上の利益や信用が侵害された人に対し、以下の救済措置があります。

（1）**差止請求**〔不§3〕
侵害者または侵害するおそれのある者に対し、その侵害の停止または予防を請求することができる。また、侵害物の廃棄や侵害行為に関与した設備の除去などを請求することができる。

（2）**損害賠償請求**〔不§4、不§5〕
侵害者に対し、損害賠償を請求することがで

きる。またその際、侵害者が利益を受けている場合は、その利益の額を侵害された者の損害額と推定する。

（3）**信用回復措置請求**〔不§14〕

不正競争によって営業上の信用を害された場合、営業上の信用を回復するために必要な措置を請求できる。

3　罰則

以下の不正行為が行われた場合には、行為者が処罰（懲役・罰金）されるほか、その者が所属する法人も処罰（罰金）の対象となります。

（1）**営業秘密侵害罪の海外重罰**〔不§21−3〕

・個人　10年以下の懲役または
　3000万円以下の罰金（併科可）
・法人　10億円以下の罰金

（2）**営業秘密侵害罪**〔不§21−1〕

・個人　10年以下の懲役または
　2000万円以下の罰金（併科可）
・法人　5億円以下の罰金

（3）**その他の侵害罪（周知表示混同惹起行為、著名表示冒用行為など）**〔不§21−2〕

・個人　5年以下の懲役または
　500万円以下の罰金（併科可）
・法人　3億円以下の罰金

知的財産権関連法（抜粋）

著作権法抜粋（全124条／2015年6月24日改正）

［目的］

第1条　この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

［定義］

第2条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　著作物　思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

（2）　著作者　著作物を創作する者をいう。

（12）　共同著作物　二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

（13）～（23）　略

2　この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。

5　この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

6～9　略

［保護を受ける著作物］

第6条　著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

（1）　日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）の著作物

（2）　最初に国内において発行された著作物（最初に国外において発行されたが、その発行の日から30日以内に国内において発行されたものを含む。）

（3）　前2号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物

［著作物の例示］

第10条　この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

（1）　小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

（2）　音楽の著作物

（3）　舞踊又は無言劇の著作物

（4）　絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

（5）　建築の著作物

（6）　地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

（7）　映画の著作物

（8）　写真の著作物

（9）　プログラムの著作物

2　事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第1号に掲げる著作物に該当しない。

3　略

［二次的著作物］

第11条　二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

［編集著作物］

第12条　編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。

2　前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

［データベースの著作物］

第12条の2　データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。

2　前項の規定は、同項のデータベースの部分を構

成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

［**権利の目的とならない著作物**］

第13条　次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

（1）　憲法その他の法令

（2）　国もしくは地方公共団体の機関、独立行政法人（中略）又は地方独立行政法人（中略）が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの

（3）　裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの

（4）　前3号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国もしくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

［**職務上作成する著作物の著作者**］

第15条　法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2　法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

［**著作者の権利**］

第17条　著作者は、次条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）並びに第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。

2　著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

［**公表権**］

第18条　著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

2　著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものと推定する。

（1）　その著作物でまだ公表されていないものの著作権を譲渡した場合　当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

（2）　その美術の著作物又は写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡した場合　これらの著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提示すること。

（3）　略

3～**4**　略

［**氏名表示権**］

第19条　著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供もしくは提示に際し、その実名もしくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。

2　著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従って著作者名を表示することができる。

3　著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。

4　略

［**同一性保持権**］

第20条　著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2　略

［複製権］
第21条　著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

［上演権及び演奏権］
第22条　著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

［上映権］
第22条の2　著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。

［公衆送信権等］
第23条　著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。
2　著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

［口述権］
第24条　著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。

［展示権］
第25条　著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

［頒布権］
第26条　著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。
2　略

［譲渡権］
第26条の2　著作者は、その著作物（中略）をその原作品又は複製物（中略）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。
2　略

［貸与権］
第26条の3　著作者は、その著作物（中略）をその複製物（中略）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

［翻訳権、翻案権等］
第27条　著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、もしくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

［私的使用のための複製］
第30条　著作権の目的となっている著作物（中略）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。
（1）～（3）　略
2　略

［付随対象著作物の利用］
第30条の2　写真の撮影、録音又は録画（以下この項において「写真の撮影等」という。）の方法によって著作物を創作するに当たって、当該著作物（以下この条において「写真等著作物」という。）に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。）は、当該創作に伴って複製又は翻案することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製又は翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
2　前項の規定により複製又は翻案された付随対象著作物は、同項に規定する写真等著作物の利用に伴って利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

［検討の過程における利用］

第30条の3　著作権者の許諾を得て、又は第67条第1項、第68条第1項もしくは第69条の規定による裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、これらの利用についての検討の過程（当該許諾を得、又は当該裁定を受ける過程を含む。）における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

［図書館等における複製等］

第31条　国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（中略）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（中略）を用いて著作物を複製することができる。

（1）　図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（中略）の複製物を一人につき一部提供する場合

（2）～（3）　略

2～3　略

［引用］

第32条　公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2　略

［教科用図書等への掲載］

第33条　公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（中略）に掲載することができる。

2～4　略

［学校教育番組の放送等］

第34条　公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、（中略）学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、もしくは有線放送し、又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域（中略）において受信されることを目的として自動公衆送信（中略）を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。

2　略

［学校その他の教育機関における複製等］

第35条　学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。（以下略）

2　略

［試験問題としての複製等］

第36条　公表された著作物については、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（中略）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2　略

［視覚障害者等のための複製等］

第37条　公表された著作物は、点字により複製することができる。

2～3　略

［聴覚障害者等のための複製等］

第37条の2　聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（中略）の福祉に関する事業を行う者（中略）は、公表された著作物（中略）について（中略）必要と認められる限度において、それぞれ当該各

号に掲げる利用を行うことができる。(以下略)

(1) 当該聴覚著作物に係る音声について、(中略)複製し、又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うこと。

(2) 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること(以下略)。

[営利を目的としない上演等]

第38条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(中略)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2～5 略

[時事問題に関する論説の転載等]

第39条 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説(中略)は、他の新聞紙もしくは雑誌に転載し、又は放送し、もしくは有線放送し、もしくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(中略)を行うことができる。ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

2 略

[政治上の演説等の利用]

第40条 公開して行われた政治上の演説又は陳述及び裁判手続(中略)における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

2～3 略

[時事の事件の報道のための利用]

第41条 写真、映画、放送その他の方法によって時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、もしくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴って利用することができる。

[裁判手続等における複製]

第42条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 略

[行政機関情報公開法等による開示のための利用]

第42条の2 行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関もしくは地方独立行政法人は、行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には(中略)、当該著作物を利用することができる。

[国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製]

第42条の4 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法(中略)に規定するオンライン資料を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料又は当該オンライン資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。

2 略

[放送事業者等による一時的固定]

第44条 放送事業者は、第23条第1項に規定する権利を害することなく放送することができる著作物を、自己の放送のために、(中略)一時的に録音し、又は録画することができる。

2～3 略

[美術の著作物等の原作品の所有者による展示]

第45条 美術の著作物もしくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作

物をその原作品により公に展示することができる。

2　前項の規定は、美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用しない。

［公開の美術の著作物等の利用］

第46条　美術の著作物でその原作品が前条第2項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

（1）　彫刻を増製し、又はその増製物の譲渡により公衆に提供する場合

（2）　建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合

（3）　前条第2項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合

（4）　専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合

［美術の著作物等の展示に伴う複製］

第47条　美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第25条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。

［美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等］

第47条の2　美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権原を有する者が、（中略）その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有する者又はその委託を受けた者は、その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信（中略）を行うことができる。

［プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等］

第47条の3　プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（中略）をすることができる。（以下略）

2　略

［出所の明示］

第48条　次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

（1）　第32条、第33条第1項（中略）、第33条の2第1項、第37条第1項、第42条又は第47条の規定により著作物を複製する場合

（2）　第34条第1項、第37条第3項、第37条の2、第39条第1項、第40条第1項もしくは第2項又は第47条の2の規定により著作物を利用する場合

（3）　第32条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第35条、第36条第1項、第38条第1項、第41条もしくは第46条の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2～3　略

［著作者人格権との関係］

第50条　この款の規定（※注：第30～40条）は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

［保護期間の原則］

第51条　著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2　著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後。次条第1項において同じ。）50年を経過するまでの間、存続する。

［無名又は変名の著作物の保護期間］

第52条　無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後50年を経過するまでの間、存続する。（以下略）

2　略

［団体名義の著作物の保護期間］

第53条　法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後50年（その著作物がその創作後50年以内に公表されなかったときは、その創作後50年）を経過するまでの間、存続する。

2～3　略

［映画の著作物の保護期間］

第54条　映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年（その著作物がその創作後70年以内に公表されなかったときは、その創作後70年）を経過するまでの間、存続する。

2～3　略

［保護期間の計算方法］

第57条　（前略）著作者の死後50年、著作物の公表後50年もしくは創作後50年又は著作物の公表後70年もしくは創作後70年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表されもしくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

［著作者人格権の一身専属性］

第59条　著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

［著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護］

第60条　著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

［著作権の譲渡］

第61条　著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2　著作権を譲渡する契約において、第27条又は第28条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

［著作物の利用の許諾］

第63条　著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2　前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3　第1項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4～5　略

［共同著作物の著作者人格権の行使］

第64条　共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない。

2　共同著作物の各著作者は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。

3　共同著作物の著作者は、そのうちからその著作者人格権を代表して行使する者を定めることができる。

4　略

［共有著作権の行使］

第65条　共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（以下この条において「共有著作権」という。）については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

2　共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。

3　前2項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第1項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。

4　略

［著作権者不明等の場合における著作物の利用］

第67条　公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、もしくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に

相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

2～3 略

［実名の登録］

第75条 無名又は変名で公表された著作物の著作者は、現にその著作権を有するかどうかにかかわらず、その著作物についてその実名の登録を受けることができる。

2 著作者は、その遺言で指定する者により、死後において前項の登録を受けることができる。

3 実名の登録がされている者は、当該登録に係る著作物の著作者と推定する。

［第一発行年月日等の登録］

第76条 著作権者又は無名もしくは変名の著作物の発行者は、その著作物について第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録を受けることができる。

2 第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録がされている著作物については、これらの登録に係る年月日において最初の発行又は最初の公表があったものと推定する。

［著作権の登録］

第77条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

（1） 著作権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。）もしくは信託による変更又は処分の制限

（2） 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更もしくは消滅（中略）又は処分の制限

［登録手続等］

第78条 第75条第1項、第76条第1項、第76条の2第1項又は前条の登録は、文化庁長官が著作権登録原簿に記載し、又は記録して行う。

2～10 略

［差止請求権］

第112条 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によって作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械もしくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

［侵害とみなす行為］

第113条 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

6 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。

［損害の額の推定等］

第114条 著作権者、出版権者又は著作隣接権者（中略）が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為によって作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信（中略）を行ったときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によって受信されることにより作成された著作物もしくは実演等の複製物（中略）の数量（中略）に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物（中略）の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。（以下略）

2 著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害

の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。

3～4　略

［名誉回復等の措置］

第115条　著作者又は実演家は、故意又は過失によりその著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者又は実演家であることを確保し、又は訂正その他著作者もしくは実演家の名誉もしくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる。

［著作者又は実演家の死後における人格的利益の保護のための措置］

第116条　著作者又は実演家の死後においては、その遺族（中略）は、当該著作者又は実演家について第60条又は第101条の3の規定に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し第112条の請求を、故意又は過失により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第60条もしくは第101条の3の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる。

2～3　略

第119条　著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（中略）は、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（1）　著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（以下略）

（2）　営利を目的として、第30条第1項第1号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

（3）　第103条第1項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

（4）　第103条第2項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

3　第30条第1項に定める私的使用の目的をもって、有償著作物等（中略）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（中略）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害した者は、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第120条　第60条又は第101条の3の規定に違反した者は、500万円以下の罰金に処する。

第124条　法人の代表者（中略）又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

（1）　第119条第1項もしくは第2項第3号もしくは第4号又は第122条の2第1項　3億円以下の罰金刑

（2）　第119条第2項第1号もしくは第2号又は第120条から第122条まで　各本条の罰金刑

2～4　略

意匠法抜粋（全77条／2016年5月27日改正）

［目的］

第1条　この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。

［定義等］

第2条　この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第8条を除き、以下同じ。）の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2　前項において、物品の部分の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であって、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

3　この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、もしくは輸入（中略）する行為をいう。

4　この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。

［意匠登録の要件］

第3条　工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

（1）　意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

（2）　意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠

（3）　前2号に掲げる意匠に類似する意匠

2　意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が（中略）容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（中略）は、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

［意匠登録を受けることができない意匠］

第5条　次に掲げる意匠については、第3条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

（1）　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠

（2）　他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠

（3）　物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

［意匠登録出願］

第6条　意匠登録を受けようとする者は、（中略）願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

2～**7**　略

（1）～（3）　略

［一意匠一出願］

第7条　意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

［意匠権の設定の登録］

第20条　意匠権は、設定の登録により発生する。

2～**4**　略

［存続期間］

第21条　意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から20年をもって終了する。

2　略

［意匠権の効力］

第23条　意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。（以下略）

［他人の登録意匠等との関係］

第26条　意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者

は、その登録意匠が（中略）その意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠の実施をすることができない。

2　略

［登録料］

第42条　意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第21条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

（1）　第1年から第3年まで　毎年8500円

（2）　第4年から第20年まで　毎年1万6900円

2～5　略

［侵害の罪］

第69条　意匠権又は専用実施権を侵害した者（中略）は、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

［両罰規定］

第74条　法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

（1）　第69条、第69条の2又は前条第1項　3億円以下の罰金刑

（2）　第70条又は第71条　3000万円以下の罰金刑

2～3　略

商標法抜粋（全85条／2016年12月16日改正）

［目的］

第1条　この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

［定義等］

第2条　この法律で「商標」とは、人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状もしくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であって、次に掲げるものをいう。

（1）　業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの

（2）　業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）

2〜4　略

5　この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。

6　略

［商標登録の要件］

第3条　自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

（1）　その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

（2）　その商品又は役務について慣用されている商標

（3）　その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（中略）を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

（4）　ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

（5）　極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

（6）　前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

2　略

［商標登録を受けることができない商標］

第4条　次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

（1）　国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標

（2）　パリ条約（中略）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（中略）と同一又は類似の商標

（3）　国際連合その他の国際機関（中略）を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標（以下略）

（7）　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

（8）　他人の肖像又は他人の氏名もしくは名称もしくは著名な雅号、芸名もしくは筆名もしくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）

（9）〜（19）　略

2〜3　略

［商標登録出願］

第5条　商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

（1）〜（3）　略

2〜6　略

［一商標一出願］

第6条　商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。

2〜3　略

［商標権の設定の登録］

第18条　商標権は、設定の登録により発生する。

2～5　略

［存続期間］

第19条　商標権の存続期間は、設定の登録の日から10年をもって終了する。

2　商標権の存続期間は、商標権者の更新登録の申請により更新することができる。

3　略

［商標権の効力］

第25条　商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

［他人の特許権等との関係］

第29条　商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、指定商品又は指定役務についての登録商標の使用がその使用の態様により（中略）その商標登録出願の日前に生じた他人の著作権もしくは著作隣接権と抵触するときは、（中略）登録商標の使用をすることができない。

［差止請求権］

第36条　商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2　商標権者又は専用使用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

［損害の額の推定等］

第38条　略

3　商標権者又は専用使用権者は、故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対し、その登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

4　略

［登録料］

第40条　商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、２万８２００円に区分（中略）の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

［侵害の罪］

第78条　商標権又は専用使用権を侵害した者（中略）は、10年以下の懲役もしくは１０００万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第78条の2　第37条又は第67条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、５年以下の懲役もしくは５００万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

［両罰規定］

第82条　法人（中略）が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

（1）　第78条、第78条の2又は前条第1項　3億円以下の罰金刑

（2）　第79条又は第80条　1億円以下の罰金刑

2～3　略

不正競争防止法抜粋（全40条／2016年6月3日改正）

［目的］

第1条　この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

［定義］

第2条　この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

（1）　他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器もしくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一もしくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡もしくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、もしくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

（2）　自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一もしくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡もしくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、もしくは電気通信回線を通じて提供する行為

（3）　他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡もしくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

（4）　窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、もしくは開示する行為（以下略）

（13）　不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。）と同一もしくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、もしくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

（14）　商品もしくは役務もしくはその広告（中略）にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途もしくは数量もしくはその役務の質、内容、用途もしくは数量について誤認させるような表示を（中略）する行為

（15）　競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

（16）　略

4　この法律において「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。

5　この法律において「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。

6　この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

7～**10**　略

［差止請求権］

第3条　不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2　不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（中略）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

［損害賠償］
第4条　故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。（以下略）

［損害の額の推定等］
第5条　略
2　不正競争によって営業上の利益を侵害された者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する。
3～**4**　略

［信用回復の措置］
第14条　故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、その営業上の信用を害された者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

［外国の国旗等の商業上の使用禁止］
第16条　何人も、外国の国旗もしくは国の紋章その他の記章（中略）と同一もしくは類似のもの（中略）を商標として使用（中略）してはならない。（以下略）
2　（前略）何人も、商品の原産地を誤認させるような方法で、（中略）外国の国の紋章（中略）を使用（中略）してはならない。（以下略）
3　何人も、外国の政府もしくは地方公共団体の監督用もしくは証明用の印章もしくは記号（中略）と同一もしくは類似のもの（中略）を（中略）商標として使用（中略）してはならない。（以下略）

［国際機関の標章の商業上の使用禁止］
第17条　何人も、その国際機関（中略）と関係があると誤認させるような方法で、国際機関を表示する標章（中略）を商標として使用（中略）してはならない。（以下略）

［外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止］
第18条　何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為を（中略）させることを目的として、金銭その他の利益を供与（中略）してはならない。
2　略

［適用除外等］
第19条　第3条から第15条まで、第21条（中略）及び第22条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。
（1）　第2条第1項第1号、第2号、第14号及び第16号に掲げる不正競争　商品もしくは営業の普通名称（中略）を普通に用いられる方法で使用し、もしくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、もしくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡もしくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、もしくは電気通信回線を通じて提供する行為（以下略）
（2）　第2条第1項第1号、第2号及び第16号に掲げる不正競争　自己の氏名を不正の目的（中略）でなく使用し、又は（中略）使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡もしくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、もしくは電気通信回線を通じて提供する行為（以下略）
（3）　第2条第1項第1号に掲げる不正競争　他人の商品等表示が需要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一もしくは類似の商品等表示を使用する者（中略）がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡もしくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、もしくは電気通信回線を通じて提供する行為

（4）第2条第1項第2号に掲げる不正競争　他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一もしくは類似の商品等表示を使用する者（中略）がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又は（中略）使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡もしくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、もしくは電気通信回線を通じて提供する行為

（5）第2条第1項第3号に掲げる不正競争　次のいずれかに掲げる行為

イ　日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡もしくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

ロ　他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（中略）がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡もしくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

（6）第2条第1項第4号から第9号までに掲げる不正競争　取引によって営業秘密を取得した者（中略）がその取引によって取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為

（7）～（8）略

2　略

［罰則］

第21条　次の各号のいずれかに該当する者は、10年以下の懲役もしくは2000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（1）不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（中略）又は管理侵害行為（中略）により、営業秘密を取得した者

（2）詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示した者

（3）営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者

（4）～（9）略

2　次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（1）不正の目的をもって第2条第1項第1号又は第14号に掲げる不正競争を行った者

（5）商品もしくは役務もしくはその広告（中略）にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途もしくは数量又はその役務の質、内容、用途もしくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者（以下略）

（6）～（7）略

3　次の各号のいずれかに該当する者は、10年以下の懲役もしくは3000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（1）日本国外において使用する目的で、第1項第1号又は第3号の罪を犯した者

（2）～（3）略

4～12　略

第22条　法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

（1）前条第3項第1号（中略）、第2号（中略）もしくは第3号（中略）又は第4項（中略）　10億円以下の罰金刑

（2）前条第1項第1号、第2号、第7号、第8号もしくは第9号（中略）又は第4項（中略）　5億円以下の罰金刑

（3）前条第2項　3億円以下の罰金刑

2～3　略

グラフィックデザイナーのための本　1

著作権Q&A

２００２年８月20日　第１版　第１刷　発行
２００７年10月10日　第１版　第４刷　発行
２０１７年３月20日　新装版　第１版　第１刷　発行

企画・編纂／ＪＡＧＤＡ創作保全委員会
監修／岡　邦俊（ＪＡＧＤＡ顧問弁護士）
ブックデザイン／大崎善治
用紙協力／株式会社竹尾　北越紀州製紙株式会社
印刷・製本／株式会社北斗社
発行所／公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会（ＪＡＧＤＡ）
〒107-6205　東京都港区赤坂９−７−１　ミッドタウン・タワー５Ｆ
TEL 03-5770-7509　FAX 03-3479-7509
jagda@jagda.or.jp　www.jagda.or.jp
郵便振替　00140-9-74159

本書は公益社団法人日本複製権センターの複写使用料の分配金によって制作されました。
本書を無断で複製・転載することを禁じます。
©Japan Graphic Designers Association Inc. 2017
Printed in Japan